

令和8年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第1号

令和8年3月4日(水)

応招議員(12名)

1番	鈴木安則君	2番	赤間繁幸君
3番	鎌田暁史君	4番	鈴木利博君
5番	赤間則幸君	6番	佐々木和夫君
7番	鈴木恵子君	8番	金須新一君
9番	田中三恵子君	10番	熱海文義君
11番	高橋重信君	12番	石垣正博君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	教育長	関一男君
総務課長	熊谷有司君	財政課長	菅野直人君
まちづくり政策課長	高橋優君	復興推進課長	武藤亨介君
復興推進課技監	楡濱学君	税務課長	片倉剛君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	小野純一君
農林振興課長	本間文二君	商工観光課長	武田力也君
地域整備課長	遠藤歩未君	上下水道課長	赤間良悦君
会計管理者	伊藤義継君	学校教育課長	角田倫明君
社会教育課長	齋藤正智君	選挙管理委員会委員長	及川守江君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦光 次長 千葉真弓 主事 高橋映瑠

議事日程第1号

令和8年3月4日(水曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 議長の諸般の報告
日程第4 委員会報告
日程第5 町長の行政報告並びに施政方針
日程第6 一般質問〔6人 16件〕

◎一般質問通告順

1. 8番 金須新一 議員
2. 1番 鈴木安則 議員
3. 6番 佐々木和夫 議員
4. 7番 鈴木恵子 議員
5. 5番 赤間則幸 議員
6. 3番 鎌田暁史 議員

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議長の諸般の報告
日程第4 委員会報告
日程第5 町長の行政報告並びに施政方針
日程第6 一般質問〔6人 16件〕

◎一般質問通告順

1. 8番 金須新一 議員
2. 1番 鈴木安則 議員
3. 6番 佐々木和夫 議員
4. 7番 鈴木恵子 議員
5. 5番 赤間則幸 議員
6. 3番 鎌田暁史 議員

午 前 10時00分 開 会

議長（石垣正博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回町議会定例会を開会いたします。

それでは、令和8年3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、令和8年度当初予算等を審議する重要な会議であります。

提案されましたそれぞれの議案について、後刻、町長より詳細にわたり説明されることと思いますが、議員各位におかれましては、議会の使命を十分理解し、町民の代表機関として、民意を政策に反映させるため、綿密かつ慎重な審議により、バランスの取れた適正にして妥当な議決に達せられますよう念願するものでございます。

令和8年度は、令和7年度から始動した新たな大崎町総合計画に基づき、復興のその先を見据えた持続可能なまちづくりが進められていくものと思われまます。新しい年度においても、住民の皆様の生活の質を維持向上させるため、行財政支援、少子高齢化や過疎化といった課題に対し、福祉、子育て、移住・定住促進などの住民に寄り添った施策を施行していくことが期待されております。町の施策が住民お一人お一人の生活に実りをもたらすよう適切に推進させることが望まれます。

また、地震、大雨による大規模な自然災害も頻発しておりますが、本町にとって万全な体制を引き続き取っていただき、本町住民の生命、健康を守る政策が取れますよう念願するものでございます。

結びになりますが、議員皆様には健康に留意していただき、本会議の審査に御精励くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により1番鈴木安則議員及び2番赤間繁幸議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石垣正博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日

までの16日間と決定をいたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石垣正博君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告に代えさせていただきます。

日程第4 委員会報告

議長（石垣正博君） 次に、日程第4、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 鎌田暁史議員。

総務産業常任委員長（鎌田暁史君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上で報告を終わります。

議長（石垣正博君） 次に、教育民生常任委員長 田中三恵子議員。

教育民生常任委員長（田中三恵子君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上となります。

議長（石垣正博君） 以上をもって、委員会報告を終わります。

日程第5 町長の行政報告並びに施政方針

議長（石垣正博君） 日程第5、町長の行政報告並びに施政方針をいただきます。町長。

町長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和8年第1回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に御提案いたします議案の説明に先立ちまして、12月の第4回定例会以降の「行政報告」を申し上げます。

令和元年東日本台風災害復興事業関連については、避難道路整備工事を2月24日に契約締結し、11月末の完成に向け施行してまいります。

かわまちづくり事業については、実施計画検討業務を発注し、河川敷整備後を想定し、利用者や事業者に関する市場調査などを実施しております。

現行のかわまちづくり計画をより具体化し、町の活性化につながる実効性のある計画にしてまいります。

次に、土木関連事業については、昨年5月末の豪雨により被災した公

共土木施設や農業用施設等の災害応急工事を、3月末の完成に向け施行しております。

また、町道柏木原小梁川線道路改良事業については、令和8年度の工事着手に向け、用地契約などを進めている段階にあります。

次に、上水道事業については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、公共施設等を除く、一般家庭、企業、団体等の1月及び2月使用分水道料金の基本料金を減免いたします。

下水道事業につきましては、公共汚水柵設置工事や合併処理浄化槽設置工事を発注し、3月末の完成に向け施工してまいります。

次に、地域おこし協力隊については、1月18日と2月22日に道の駅2階のキッズスペースを活用し、保育士資格を持った隊員2名と協力隊OBで「笑い・驚き・学び」のテーマパークとして、キッズイベントを開催いたしました。

多くの御家族が訪れ、大盛況なイベントになりました。今後もイベントを毎月開催する予定としているところであります。

また、地域おこし協力隊が中心となり制作したみやぎふるさとCM大賞作品の発表審査会が12月15日に行われ、町民の方々にも御出演をいただいた作品は、コミカルでインパクトがあり、「おもしろ賞」を受賞いたしました。この作品は東日本放送で、年間20回放送の予定であり、そのPR効果に期待しているところであります。

次に、公共交通再編に向けた取組については、昨年12月に実施した公共交通の利用に関するアンケート調査や住民バス乗降調査の結果及びスクールバス、高齢者ふれあい号の現状調査の結果を基に、2月25日に第2回地域公共交通協議会を開催いたしました。今後も調査結果をしっかりと分析しながら、より効率的で効果的な公共交通を再構築するよう検討を重ね、地域公共交通計画を策定してまいります。

次に、国勢調査については、10月1日を基準日とした5年に一度の調査であり、調査員・指導員の方の御協力をいただき無事完了いたしました。調査結果については、これから国で集計され、提供されることとなります。福祉や防災、まちづくりなど様々な行政施策の基礎データとして活用してまいります。

次に、パストラル縁の郷については、1月19日から2月10日まで新たな指定管理者を募集いたしましたが、残念ながら応募はございませんでした。

今後、この施設の在り方や使い方について、様々な方から従来とは異

なる発想も含め御意見等を頂戴しながら、施設の有効活用に向けて検討してまいります。

次に、生活応援商品券発行事業については、物価高騰を踏まえ、町民の消費活動の促進、町内の地域経済の活性化を図るため、くろかわ商工会と連携して、全町民に対し、1人当たり1万円の生活応援商品券を発行いたします。現在、3月中の発送に向け、準備を進めているところであります。

次に、物価高騰対策農業特別対策支援事業については、飼料価格高騰により、大きな影響を受けている畜産農家を対象に、飼養頭数に基づき3月中に補助金を交付いたします。

次に、非課税世帯生活支援事業については、住民税非課税世帯に対する1世帯当たり1万5,000円の給付金の申請受付を、3月19日を期限として行っております。

申請受理後は速やかに給付金の交付を行います。

次に、物価高対応子育て応援手当については、児童手当受給者に対し、児童1人当たり3万円を3月末までに支給をいたします。

次に、学校教育については、宮城県中学校総合体育大会で団体の部第3位と活躍された大郷中学校卓球部女子など、スポーツや文化芸術分野で活躍した個人19名、3団体を表彰いたしました。

また、ソフトバンク株式会社との「DX推進と住民向けサービス向上に関する事業連携協定」に基づき、小学校での情報モラル学習や中学校教員向けのDX勉強会を実施し、児童生徒が安全かつ有効的にICT技術を活用できるようソフト面の支援に努めてまいります。

教育環境の整備については、GIGAスクール構想により導入した学習用タブレット端末、小学校160台、中学校80台を1月に更新し、ICT環境の維持・向上に努めております。

学校給食については、小学校6年生と中学校3年生に、もう一度食べたい給食の献立を考案してもらい、栄養のバランスや彩りにも配慮されたメニューを16日間提供いたしました。

次に、社会教育については、1月10日・11日に宮城県公立武道館協議会一万人寒稽古がB&G海洋センターを会場に開催され、11団体、141名が柔道と剣道に参加をし、今年1年の活躍を誓いました。

また、老朽化した町民体育館の解体を令和8年度に行うため、解体工事設計支援業務を発注しております。

次に、公民館事業については、1月11日に文化会館において成人式を

挙行し、59名の新たな門出を祝ったところでもあります。

次に、消防・防災事業については、1月29日に「災害時における応急処置等の協力に関する協定」を大郷町建設災害防止協議会と締結をいたしました。

この協定は、災害発生時及び災害が発生するおそれがある際に、被害の拡大防止や早期復旧のための協力をいただくものとなります。

それでは、次に、令和8年度の「施政方針」を申し上げます。

初めに、町政各般にわたり、町民並びに議員の皆様からの御理解と御支援を賜り、事務事業が計画どおり推進されておりますことに対しまして、改めて感謝と御礼を申し上げます。

本定例会において御審議いただきます議案の説明に先立ちまして、令和8年度の施政方針を申し上げます。

昨年4月、令和元年東日本台風で被災した中粕川地区に「粕川地区防災コミュニティセンター」を開所いたしました。

この施設は、災害の教訓を次世代へつなぐ「災害伝承」という役割を担うとともに、地域の皆様が集い、絆を深める新たなコミュニティの拠点として広く活用されております。

令和8年度は、引き続き「防災避難緑地整備工事等」を実施し、安全・安心な地域づくりの更なる強化に邁進してまいります。

「大郷町かわまちづくり計画」については、令和5年8月に国土交通省に計画登録されて以降、「ミズベで乾杯」の社会実験を実施してまいりました。このことにより、町内外から多くの皆様が訪れるなど、着実な成果が現れております。昨年に引き続き社会実験を通じた課題の検証を行いながら、吉田川を中心に賑わいを創出する持続可能な振興策を検討してまいります。

「大郷町総合計画」については、令和7年度から令和16年度を計画期間とし、本町が目指す将来像と、総合的・計画的なまちづくりを進めていくうえでの基本構想を策定いたしました。

その『大郷町総合計画』のまちづくりの基本目標に基づく主要施策について申し上げます。

はじめに、「思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくります」を推進する施策について申し上げます。

住宅環境整備支援については、これまでも多くの方に利用いただいている「住宅取得支援奨励金」、「住宅リフォーム助成金」、「若者子育て世帯定住促進奨励金」を継続し、住まいづくりを支えます。併せて民

間企業のノウハウを活かした住宅用地整備を積極的に推進してまいります。

空き家対策については、人口減少や住宅の老朽化に伴う空き家の増加は喫緊の課題です。管理不全な物件は防災や衛生上の問題とともに景観を損なう恐れがある一方、空き家は貴重な「地域の資源」でもあることから、民間事業者と連携し効率的かつ効果的に課題解決ができるような仕組みづくりに取り組んでまいります。

地域おこし協力隊については、隊員一人ひとりが明確な将来のビジョンを持ち、本町に定住できるよう、起業・定住に向けた環境づくりや人材育成を支援してまいります。

隊員が地域の皆様と深く交わり、共に課題解決に繋げるとともに、地域情報の発信を充実させることによって、移住・定住者の拡大を図ってまいります。

少子化対策・子育て支援については、令和8年度からの新規事業として、出産費用が出産育児一時金を上回るケースがあることから、5万円を上限に出産育児一時金と出産費用の差額分を出産費用助成金として支給いたします。

継続事業のうち、乳幼児発達状況検診については、3歳児以下の乳幼児健診の場において、昨年度まで1名だった心理士による発達状況の確認を2名体制で実施いたします。

これは、乳幼児の特性を早期に発見し、今後必要な相談やサービスを医療機関等に早い段階から繋ぐことが目的となります。

また、乳幼児健康診査業務について、現在実施している2か月児健診、8～9か月児健診に加え、新たに1か月児健診を実施いたします。

出生早期の身体疾患等のスクリーニングを行うことで、病気や異常を早期に発見し、必要な治療に繋げることが可能となります。

今後も子育て世代に充実した支援を行い、安心して子育てができるよう積極的に取り組んでまいります。

次に「働くことに喜びをもち活力のある豊かな町をつくります」を推進する施策について申し上げます。

企業誘致については、交通アクセスの良さや近隣市町村の大規模工業団地への近接性などの立地特性を活かして企業誘致に取り組み、雇用機会の創出や新たなビジネス機会の創出による町内経済の好循環の構築を図ってまいります。

農業の振興については、少子高齢化による人口減少に歯止めが効かない状況の中で、農業者人口も減少してきており、地域農業を支える担い手の育成、確保が急務となっております。

多面的機能支払交付金や中間管理事業等の国県の補助事業に加え、町単独での補助事業、JAと連携した各種補助事業等を活用しながら生産体制の強化を推進するとともに、農業後継者育成対策を喫緊の課題と受け止め、地域農村の将来を見据えて策定した地域計画に基づく農村環境の維持、関係機関と連携した取り組みに努めてまいります。

本町では、個々の取り組みの推進に加え、生産、加工、流通、消費まで一貫して行える体制の強化を図るため、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを進め、農業分野におけるSDGsや、環境にやさしい農業へ対応した「オーガニックビレッジ」を今月中に宣言し、策定した実施計画に基づき、有機農業を推進してまいります。

前川地区県営ほ場整備事業については、関係機関や地域と連携し、調整を図りながら事業を確実に進めてまいります。

有害鳥獣対策については、イノシシによる農地・農作物被害が拡大している中で、わな猟免許取得や被害防止施設への支援について周知勧奨し、被害拡大防止のための対策に取り組んでまいります。

商工業の振興については、くろかわ商工会と連携して「生活応援商品券発行事業」や「小規模事業者利子補給事業」を継続し、地元商工業者の経営支援を図ってまいります。

また、スーパーマーケットの誘致と移動販売車の導入に取り組み、町民の皆様の買い物利便性向上を図ってまいります。

観光の振興については、交流人口を創出し、地域経済の活性化を図るため、道の駅周辺及びその他の観光施設において人が集い賑わいある空間づくりを目指すとともに、観光資源の魅力を発信してまいります。

次に「情操と創造力にみちた教育と文化の町をつくります」を推進する施策について申し上げます。

学校教育については、教育振興基本計画に掲げる「学ぶ力と自立する力の育成」のため、令和2年度から取り組んできました「魅力ある学校づくり」事業を継続し、「わかる授業づくり、居場所づくり、絆づくり」を小・中学校と連携し取り組んでまいります。

児童生徒の学力向上については、基礎・基本の更なる定着のため、学

校サポート事業や小・中学校の視察研修を継続する等、教職員の指導力向上、授業改善にも取り組んでまいります。

また、個別最適な学びのため、AI型ドリル教材を小・中学校へ導入し、児童生徒一人ひとりの理解度に合わせた学習授業を行ってまいります。

GIGAスクール構想では、令和2年度に導入した一人一台のタブレット端末の更新を行い、更なる教育の質の向上と運用の効率化を図ってまいります。

教育環境の整備については、小・中学校の長寿命化計画に基づき、安心して学べる学校環境づくりを図るため、小学校屋内運動場LED化改修設計業務と中学校屋内運動場LED化改修工事を実施いたします。

学校給食については、引き続き学校給食費無償化事業を行い、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

社会教育については、多くの町民の皆様に御利用いただいた町民体育館が、築50年となり、老朽化が進んだことから解体工事を実施いたします。また、解体後の跡地利用についても同時に検討を進めてまいります。

継続事業としては、小学生を対象とした音楽アウトリーチ事業や中学生を対象とした青少年劇場小公演等を通じた芸術文化体験により、子ども達の豊かな創造力・思考力・コミュニケーション能力などを養ってまいります。

また、B&G財団会長杯の各種スポーツ大会を開催し、地域間の交流や競技力の向上を図るとともに、スポーツ教室等の開催によって、スポーツの普及、運動習慣の定着を図ってまいります。

公民館事業については、地域におけるニーズを共有し、公民館機能を活かしたふれあいの場の充実・強化を支援するとともに、地域に根ざした公民館事業をより一層効果的に進めてまいります。

図書室の運営においては、蔵書の適正な管理を進め、全ての世代の人達に読書の楽しさを伝え、本に親しむきっかけづくりを進めてまいります。

また、生まれ育ったふるさと大郷への愛着を深めてもらえるよう「成人式」を開催し、これからの社会を担う大人としての責任と自覚を促しながら、地域としても健やかに成長する姿を見守り続けてまいります。

次に「伝統と自然を守り快適な環境と健康の町をつくります」を推進する施策について申し上げます。

生活環境基盤の整備については、令和2年度に着手した町道柏木原小梁川線の道路改良事業を引き続き実施してまいります。

橋梁については、修繕費の軽減及び平準化を目的に23橋を点検し、長寿命化計画を策定いたします。

河川関係については、西光寺川の河道掘削工事を実施し、大雨時の災害発生の抑制に努めてまいります。

また、自然災害防止対策事業として、中村地区の雨水排水管路の実施設計業務を実施してまいります。

地震対策事業については、木造住宅耐震改修促進事業及び危険ブロック塀除去事業の内容を一部拡充し、住民の安全確保に努めてまいります。

上水道事業については、快適な生活環境の構築のため、「水道ビジョン」の基本理念に基づき、「安全で持続的な水道」を目指して、適正な施設管理を継続してまいります。

老朽化した水道施設の計画的な更新を行うため、国庫補助事業等を活用し、中村・鶉崎地区石綿セメント管更新工事や成田橋水道添架管の更新工事を行い、安定した給水を確保してまいります。

下水道事業については、ストックマネジメント計画に基づいた下水道マンホール等更新工事を実施してまいります。

上水道事業は、人口減少による収益の減少と施設更新による費用の増加から厳しい経営状況にあり、経営戦略に基づいた財務体質の強化に向けた取り組みを進めてまいります。

地域公共交通については、本町の持続可能な移動手段を確保するため、地域公共交通の再編を着実に進めてまいります。現在運行している住民バス、高齢者ふれあい号、スクールバスについて、町民の皆様の声を反映させるとともに、事業者や関係機関と協議を重ねながら、将来を見据えた最適な交通形態の指針となる「地域公共交通計画」を策定いたします。

保健福祉事業については、令和6年度に策定した「健康おおさと21プラン」及び「地域福祉計画」に基づき、各種事業を推進いたします。

精神保健事業については、ひきこもりの方々の居場所支援や相談の場の提供、自殺対策に関わる「心のサポーター養成事業」のほか、心理士による精神保健福祉事業を実施いたします。

健康増進事業については、各種検診の実施や検診結果に対するアプローチのほか、健康づくり教室を開催いたします。

高齢者が安心して暮らすことができるよう軽度生活援助や配食サービス、補聴器購入助成事業、家族介護用品支給の在宅支援を引き続き実施するほか、救急医療情報キットやあんしん見守りネットワーク事業、認知症高齢者見守り支援事業の周知に努めてまいります。

また、高齢者を対象とした肺炎球菌やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹の定期予防接種の機会を提供いたします。

自殺対策計画、障害福祉計画、障害児福祉計画及び介護保険事業計画の計画期間が令和8年度で終了することから、新たな計画を策定いたします。

次に「すすんできまりを守り互いに助け合う和の町をつくります」を推進する施策について申し上げます。

交通安全対策については、関係機関との連携により街頭啓発活動などを行い、交通安全に対する意識の向上を図り、交通死亡事故ゼロ継続を目指してまいります。

消防・防災対策については、災害に強いまちづくりを推進するため、「地域防災計画」に基づき、各種災害の防止と防災体制の整備を図ってまいります。

自然災害発生時に町民の皆様が、安全に避難行動ができるよう「防災マップ」を作成いたします。

自主防災組織の防災力強化を図るため、防災士養成等への継続的な支援を図ってまいります。

また、町民の皆様が防災に関心を持ち、必要な備えができるよう、関係機関と連携した防災訓練を実施してまいります。

以上、具体的な施策を皆様と共に取組んでまいりますので、今後とも、御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

次に、令和8年度当初予算の概要について申し上げます。

次に、本町は、公共施設の経年劣化による長寿命化対策費や維持補修費、物価高騰による光熱水費や各種業務委託料、高齢化による扶助費等が増加をしております。一方、自主財源である町税は、大規模太陽光発電施設の固定資産税の償却資産分を減額し、その他の税目でも大幅な増加が見込めないため、毎年、財政調整基金から繰入れして財源調整を行っているところであり、極めて厳しい財政状況にあります。

今後も各種事業については、費用対効果等を検証し、事業の見直しや

歳出を縮減しながら、企業誘致やふるさと納税、移住・定住促進事業等による新たな自主財源の確保に努めていく必要があると考えます。

それでは、各種会計ごとに予算の概要を申し上げます。

一般会計については、歳入歳出総額で56億5,700万円、前年度比1億2,700万円、率にして2.3%の増となりました。

主な増額の要因は、町道柏木原小梁川線道路改良工事費、町民体育館解体工事費、中学校屋内運動場防災機能強化及びLED化改修工事費、学校給食センター蒸気配管等改修工事費の計上、災害復旧事業費の起債償還による公債費の増などによるものであります。

新規事業の主なものとしたしましては、公共施設の個別施設計画、防災マップ及び障害福祉計画等の更新のための業務委託料、夏まつり・秋まつりの在り方を整理し、毎年秋に開催予定といたしましたおおさとまつり補助金、公約である出産育児一時金と実負担額の差額を限度額5万円として助成する出産費用助成金、環境衛生組合への高齢者等ごみ出し支援事業補助金、町の魅力を発信するための大郷町PR動画制作業務委託料、小・中学校での学力向上等を図るAI型教材使用料等を計上しております。

継続事業の主なものとしたしましては、国が進める住民基本台帳・税・健康管理等の標準システム稼働による関係経費の計上のほか、自由広場からフラップ大郷21までの中村地区雨水排水実施設計業務委託料、地域公共交通の再編に向けた地域公共交通協議会補助金、西光寺川の緊急浚渫推進事業工事費、中粕川復興まちづくり事業の防災避難緑地整備工事費、かわまちづくり事業の社会実験検証業務委託料及び多目的広場・駐車場の造成工事費、小・中学校のタブレット端末更新のための購入費等を計上いたしております。

次に、特別会計について御説明をいたします。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出総額で10億2,031万9,000円、前年度比4,615万6,000円の増となりました。主な要因は、子ども・子育て支援金制度の創設によるシステム改修業務委託料、被保険者の高齢化や医療の高度化による療養給付費等の増によるものであります。

介護保険特別会計については、歳入歳出総額で13億5,523万4,000円、前年度比1億7,765万2,000円の増となりました。主な要因は、介護保険事業計画策定業務委託料の計上、サービス利用者の増による介護サービス等給付費の増等によるものであります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出総額で1億3,084万円、前年度

比2,131万6,000円の増となりました。主な要因は、子ども・子育て支援金制度の創設によるシステム改修業務委託料、対象者増による後期高齢者医療広域連合納付金等の増等によるものであります。

宅地分譲事業特別会計は、歳入歳出総額で2,285万2,000円、前年度比2万円の減となりました。起債償還による公債費の減によるものであります。

水道事業会計は、事業収益で2億6,773万2,000円、前年度比で1,932万2,000円の増となりました。主な要因は、ウォーターPPP導入検討業務による国庫補助金の増等によるものであります。

下水道事業会計については、事業収益は3億9,058万1,000円、前年比費2,713万2,000円の増となりました。主な要因は、事業に要する経費の増額による一般会計からの負担金の増及びウォーターPPP導入検討業務による国庫補助金の増等によるものであります。

次に、今定例会に御提案いたします議案の概要を申し上げます。

一般議案といたしまして、「大郷町障害者医療費の助成に関する条例」及び「大郷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例」ほか2件の条例の一部改正、「大郷町東日本大震災復興基金条例」の廃止について、「大郷町過疎地域持続的発展計画の策定について」を御提案申し上げます。

次に、予算関係といたしまして、令和7年度各種会計補正予算6件、並びに、先ほど御説明をいたしました令和8年度各種会計予算7件を御提案いたします。

結びに、今年は、町民一人一人が活躍し、「夢と希望のあるまちづくり」を目指しながら、今抱えている課題を解決し、諸施策を確実に実施し、持続可能な発展を遂げる町の実現に向け邁進してまいります。

御提案申し上げました議案等の詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上、令和8年度の施政方針並びに提出議案の概要説明といたします。町民並びに議員皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、町長の行政報告並びに施政方針を終わります。

ここで10分間休憩をいたしたいと思います。

午 前 10時52分 休 憩

午 前 11時02分 開 議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を開催します。

日程第6 一般質問

議長（石垣正博君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番金須新一議員。

8番（金須新一君） 改めましておはようございます。

通告順位1番、金須新一、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱1番、町長が掲げた施策について。

町長に就任して約半年が経過いたしました。立候補した時点で、6項目の大きな重点施策を掲げております。その中に掲げた施策についてお伺いをいたします。

（1）スーパーマーケットの誘致については、どのように取り組んでいるのか伺います。

（2）道の駅2階部分を試験的に活用し、室内遊びの場を提供しておりますが、最終的にどのような施設にしていくのか伺います。

（3）町営学習塾の開設については、どのような内容で検討しているのか伺います。

大綱2番、クマ対策における果樹伐採について。

熊出没対策の一環として、今後、熊の餌となる果樹を伐採する取組を進めていくと聞いているが、以下の点について伺います。

（1）この事業内容は、どのようなものなのか詳細についてお伺いいたします。

大綱3番、防災士育成の早期完結を。

公費負担で、各行政区に、防災士を育成する目的で大郷町自主防災組織機能強化補助金交付要綱を施行してから約2年が経過しようとしております。しかしながら、現実には2割の行政区しか防災士を育成できていない状況にあります。以下の点について伺います。

（1）今後スピード感を持って対応する対策は検討しているのかお伺いします。

（2）各行政区の自主防災組織において、既に資格を取得している防災士の方が、どのように住民指導していくのか。担当課が明確なマニュアルを作成し、配布すべきと思いますが、町の考えを伺います。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 金須新一議員の大綱1つ目、町長が掲げた施策についての御質問に答弁をいたします。

（1）のスーパーマーケット誘致への取組につきましては、これまで複数社との交渉を行ってきており、現時点においても交渉を継続中でございます。

各社との交渉に当たりましては、宮城県の中心にあり各方面への交通アクセスがよいという地理的優位性のほか、幹線道路の交通量が多く来客数も見込まれるということで、さらには移動販売車による買物支援の導入によって店舗の売上げに貢献が期待できるということを、本町への出展メリットとしてアピールをし、誘致活動に取り組んでいるところであります。

（2）の道の駅2階をどのような施設にしていくのかにつきましては、道の駅2階は、昨年11月にキッズコーナーをリニューアルし、室内遊び場としての提供を開始して以来、週末を中心に町内外の親子連れや子供たちに御利用いただいております。天候に左右されずに遊ぶことのできる場所として高評価をいただいているところであります。

室内遊び場の本格的な整備につきましては、今後検討してまいります。今回行っている試験的導入と同様、室内遊び場単体で集客するものではなく、他の施設との相乗効果が得られるものであること、そして、既存施設資源を活用した効率的なものであることを念頭に置いた施設にしたいと考えております。

（3）の町営学習塾開設の内容につきましては、学力向上のため、夏期講習の実施を考えているところであります。また、中学生の高校受験対策として、数学、国語、英語の冬期講習を開始したいと考えております。

今後、アンケート調査等を実施し、児童生徒や保護者の意見、要望をしっかりと確認した上で、開始できるよう検討してまいります。

次に、大綱2番目のクマ対策における果樹伐採についての御質問に答弁をいたします。

この事業につきましては、県補助金を活用し、果樹等の伐採を行うものであります。昨年12月の区長会議において「伐採を希望する果樹等の把握」について依頼し、1月30日までに取りまとめ、御報告をいただき、その後、行政区長さんの立会いの下、業者と現場を確認したところであります。

今後は、速やかに業務を発注し、早期に伐採を完了したいと考えております。

次に、大綱3つ目の防災士育成の早期完結をの質問に答弁をいたします。

(1)の各地区への防災士育成につきましては、過去2年間で、5地区、5名の方が資格を取得したところであります。

各行政区への周知につきましては、4月及び12月の区長会議において、趣旨説明を行い、防災士の役割や必要性及び資格取得に対する補助内容を説明しております。

資格取得についてはあくまでも行政区の意向によるものと考えておりますので、引き続き周知に努めてまいります。

(2)の防災士活動のマニュアル作成につきましては、行政区ごとに想定される災害や地域環境が異なることから、一律に定めることが必ずしも実効性のある確保につながるものではないと考えております。

本町といたしまして、「防災士の基本的な役割」、「平常時及び災害時の基本行動の考え方」などの活動指針を整理した基本フレームを示すとともに、具体的な行動内容については、各行政区が地域特性を踏まえて整理できる仕組みとする方向で検討してまいります。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、大綱1番の(1)から再質問をさせていただきます。

複数社と交渉しているということではありますが、答弁書に記載の、宮城県の中心にあり等々の文言が記載されています。そういうメリットを伝えたときの相手の感触というのはいかがなのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

おっしゃられたような、答弁申し上げましたようなメリットを伝えたとき、相手方の企業様といたしましては、やはり知らなかったことを初めて知ったという方もいらっしゃる、もちろん様々な場所に出店をされている事業者さんもいらっしゃいますので、その大郷町の地の利については存じ上げているというような反応をしていただいた方もいらっしゃいました。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、どのような企業と交渉しているのか。これは

企業交渉上、回答いただければ、それでいいです。また、具体的に、この場所に進出してほしいとか、さらには、本町に進出の場合、具体的な支援策、こういう支援を考えているという話はされているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

具体的な場所等につきましては、交渉中のことでございますので、答弁は控えさせていただきます。

具体的にどういった支援ができるかというお話はもちろんさせていただいております、何かしらの支援というのは、やらなければならないというふうに町としても考えてございます。ただ、事業者側がどのような支援を町に求めていらっしゃるのかということによって、町の支援内容というところも変わってまいりますので、事業者様の御希望、できるかできないかは、その場、そのとき判断しなければならないんですけれども、そういったものに合わせて、どのような支援ができるかというのを検討していかなければならないかなと思っていますところでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） この案件に関しては、町民の皆様が、本当に早く誘致をしていただきたいという声が大きいと私も認識しております。

今、誘致交渉しているということですが、令和8年度までには完結するとか、具体的な目標を掲げて誘致を進めているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

具体的な目標期日というところまでは設定はしておりませんが、できるだけ早くというところで、頑張っって交渉をしているところでございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 確かに大郷町の人口、今、約7,300人の人口では、業者、企業としても採算を取るのが難しいので、厳しいのではないかと考えております。

1月中旬に、商工会との懇談会がありました。その席で、既に大郷に進出しているクスリのアオキさん、ドラッグストアのクスリのアオキさんという企業がありますが、仙台の錦ヶ丘に、もうドラッグストア

でありながら、肉、鮮魚、野菜、果物、お総菜、ベーカリー、もうスーパーマーケットと同じような事業を展開しているんです。そこを調査に行ってきました。そのような実態は、町としても把握しておったんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

アオキさんのお名前を、今金須議員お出しになられましたけれども、ドラッグストアで生鮮食品やら肉といったものを取り扱っていらっしゃる事業者様がいることは、把握はしてございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） まず、なかなか企業誘致といっても、これから誘致して建物を建てるとなると、なかなか時間がかかるとすれば、クスリのアオキさんはいろいろノウハウもあると思うので、まずは担当課で足を運んで、現状を見るとか。見て、そしてまた、大郷でスーパーを誘致した場合には、どれぐらいのキャパを求めているのか、今後そういうような交渉とかをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

今例で出していただきました錦ヶ丘のアオキ様の店舗ですけれども、そちらのほうは、まだ私のほうも足を運んだことがございませんので、機会があればぜひ視察をさせていただきたいなというふうに思っておるところです。

今後そういったドラッグストアさんといったところ、町内には、アオキ様、今例に出していただいた店舗ございますけれども、そういったところにスーパーマーケットの機能をというところの交渉になってきたときでございますけれども、今現在の時点では、スーパーマーケットの誘致に向けて、スーパーの各事業者さんと交渉を行っているところでございまして、まずはそちらのほうの交渉に力を注いでまいりたいと思います。今後の交渉の進展具合によって、金須議員から御提案いただいたやり方というのも、検討させていただくことも考えられるかと考えております。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 承知いたしました。スピード感を持って、この取組を今後も進めていくように願っております。

大綱1の(2)のほうの再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁書を解読すると、私の解読の仕方が悪いのかどうか分かんないですけども、最終的に道の駅の2階でなくて、別な既存施設を活用していくこともあり得るという認識でよろしいでしょうか。

議長(石垣正博君) 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長(武田力也君) お答えいたします。

今現在は、道の駅で試行的に取組を行っているわけですけども、そちらの選択肢も含め、また、他の施設というところも含めて、幅広く検討をしていきたいと考えております。

議長(石垣正博君) 金須新一議員。

8番(金須新一君) 私としては、今の場所が最適だと考えるんです。なぜかという、道の駅という場所でもあって、皆さんが集まる場所ですよ。子供さんも遊んだ後に、保護者の方と食事や買物していただければ、非常に本町にとっても経済的効果が出るのではないかと考えております。

もう一つ再質問をさせていただきます。1月18日と2月22日、町長の先ほどのお話にもありましたけれども、月1回イベントを開催していくという話です。好評を博しているようですが、来場した方々に、どのような遊びの遊具を求めているかなどという聞き取りの調査を行っているのでしょうか。

議長(石垣正博君) 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長(武田力也君) お答えをいたします。

1月18日と2月22日のイベントのときに、直接の聞き取りというところは行いませんでしたが、折に触れて、道の駅の2階を使った方から感想をいただいたり、または、2月20日から、アンケート用紙を道の駅の2階に設置するようにいたしましたので、2月22日のイベントの開催時に御利用いただいた方からは、アンケートを御記入いただいた方もいらっしゃいました。今後はそのアンケートやアンケートも含めて、利用いただいた方の声は、こちらのほうで把握してまいりたいと考えているところでございます。

議長(石垣正博君) 金須新一議員。

8番(金須新一君) 私も今の試験的にやっている道の駅の2階に何度か足を運んで、来ていた方から聞き取りをしました。子供さんにどんなの欲しいですかという話をしたところ、ちっちゃなおうちという話が出ました。多分ちっちゃいおうちで、その中に入って遊ぶ、そういう遊具

だと思っんですけれども。あとは、ボールがいっぱいあるものという表現をされていましたが、これは多分ボールプールだと思っんですよね。あと、ぴよんぴよん跳ねるものという話もされてました。これは恐らくトランポリンだと思っんです。

全国に室内遊戯室を展開しているいろいろな施設があるんですが、その中で、キーワードというか、3つあるんですね。さっき言ったボールプール、トランポリン、あとはボルダリングですね。そういうものがあります。町としては、今後そういうものをあの場所に配置するという考えなどはあるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えさせていただきます。

今挙げていただきましたその3つ、ボルダリング、トランポリン、ボールプールのようなものにつきまして、本格的に設置するとなると、なかなか予算も大きい、多額かかるのかなというふうに考えております。そうなった場合、今試験的に行っているものの中で、満足していただいている子供さんたちもいるかもしれませんが、やはり大きなものが欲しいという方もいらっしゃると思います。大きな遊具を設置したいところはやまやま気持ちとしてはあるんですけれども、今の財政状況というのを加味して、今後検討していく中で、御希望に沿えるかどうかというのを考えていかなければなりません。

まずは、道の駅の2階で、今試験的にとはいえ行っております、お金をかけないで楽しめるようなおもちゃ類などを設置して、子供さん方に、親子連れの方々に提供してございますので、そちらのほうでも楽しんでいただけている部分はあります。まずはそちらのほうを楽しんでいただいて、今後、室内の遊び場を、整備を検討していくという中で、予算的なところで、そういったことも、今おっしゃっていただいたような施設も整備できるようなところがございましたら、併せて検討していくようになると考えております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 1月18日、町内外から358人来場していますという、2月の広報誌だったですかね、折り込みチラシを見ました。本当に喜ばしいことです。

毎月1回、今後予定しているということなんですが、非常時の安全管理等という部分で、大きな地震や火災発生時の対応については、あそこを管理している道の駅さんが主となりますが、町としてもそういう

三百何人がいっぱい集まっている場合に、道の駅さんのほうと、避難等の対策とか連携はされているのでしょうか。情報共有とか、その辺の部分。お願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えをさせていただきます。

まずは、今指定管理として対応を行っていただいている地域振興公社さんをお願いしているところではございますけれども、現時点で連携して対策を立てているところまでは行っておりません。今後継続的に開催していくこととなりますので、安全対策というものを一緒になって考えていかなければならない場面も出てくるかと思えます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 承知しました。

（3）の再質問にさせていただきます。答弁書によりますと、夏期講習や冬期講習は、回答書を読み解くと、町営塾という立ち位置でなくて、学校教育の中でやるという認識でよろしいのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

夏期講習、冬期講習としましては、学校教育というところではなく、基礎的などころをしたいと考えております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 今の課長の回答だと、学校教育の中でやらないということであれば、活用する施設や指導される方はどういう方が対応するという事で考えているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

教職員においては、限界がございますので、学習塾などを行っている事業者さんがございまして、公営塾などを行っているところも多くございますので、そちらとの話を聞いた上で実施していきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） アンケートという回答がございましたが、これは、町外の塾に通っている人たちはもう既にたくさんいると思います。本人、保護者、これから行こうと考えている方々にやるのか、全ての児童生徒を対象にやるのか、その辺お伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

まずは現状把握からしたいと思っております。全児童生徒、小学校4年生ぐらいから中学生を対象に実施したいと思っております。さらには保護者、教員においてアンケート調査を実施して、詳細を聞いて、上で内容を詰めていきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 私としては、町営塾、別に否定的ではないんですけれども、昨年の9月の決算審査のときにですかね、議員の1人が学力について質問したときに、統一試験の結果が35市町村の中で一番悪かったという話を聞いております。統一試験の結果が全てとは言いませんが、まずは、塾もいいですが、学校教育の中の環境を改善して、基礎学力の底上げに地道に取り込むことが先ではないのかと考えますが、その点いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

まずは学力の向上のため、基礎学力を目指しております。さらには児童生徒の学習意欲の向上といったところを目指したいと思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） そういう部分からの脱却を目指していただくのを願いまして、大綱2番の質問に移らせていただきます。

先ほどの答弁書の中に、県の補助金を活用するということがありました。その補助率はどれぐらいなので、実際町の持ち出しとかあるのか、その辺の詳しいところをお尋ねいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

県の補助金を活用してということになります。主な原資としては、環境省の補正予算から来ているかと思えます。その中で、その対応ですけれども、今のところ、令和7年度と8年度で予算要望をしているところでございます。

率につきましては、それぞれ内訳がございまして、例えば、果樹伐採する場合だとか、あとは消耗品費、例えば熊鈴、それからスプレー買う場合で補助率がそれぞれ異なっておりますので、詳細については後ほどお話ししたいと思っておりますが、今のところ、町として要望した額に

については、令和7年度については、県からほぼ要望どおりの内示額が来ているという状況でございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 今回の取組では、どのぐらいの果樹伐採を見込んであるのか、また、要望のあった全てに対応を考えているのかお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今回の果樹伐採につきましては、令和7年度と8年度で、町としてはおよそ400本ほどを想定しておりました。1月30日までに区長の皆様に取りまとめていただいた本数は、当初200本前後だったんですけれども、1か所1か所現場を確認したところ、現場によってやっぱり2本で1本に見えるところとかございましたので、実質的には、今280本前後というふうに押さえております。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） この事業に関しては、広報誌の折り込みチラシや防災無線、ホームページ等々で周知をしておりましたが、もし取組を知らなかった住民の方がおられて、要望があった場合、第2弾というのは考えているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今回の果樹伐採につきましては、区長会議で区長の皆様へ周知と御依頼を申し上げたところです。併せまして、広報と、それから広報と一緒にチラシの全戸配布、LINEの通知、ホームページで周知しております。この方法で町民の方に周知をしておりますので、一定の認識はしていただいていると思いますが、今後もしそういった御相談があれば、予算の限りというところはございますけれども、それがかなうようであれば、取り込んでいきたいと、本数に数えていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 今回の事業で、事業経費を抑えるために、伐採した木の再利用などは検討しているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今回の伐採につきましては、やはり処分費というところが経費としては大きくなっていくのかなというふうに思っています。町としても何とか処分費を抑えたいという中で、行政区長の皆様に、区長会議とは別途通知のほうで、もし地区に燃料等で必要な方がいれば、役場のほうに連絡をいただければということをお願いしているところでございます。数件使いたいという方が、量的にはそれぞれなんですけれども、そういったお答えもいただいております。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、将来に向けてなんです、今後、有識者等々から意見を聞いた上で、熊出没を抑制するために、例えば町有林等に栗や柿、そういうものを植樹する取組をしたらいいのではないかと考えておりますが、その件についてはいかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

ほかの自治体において、そういった山に餌場となるような場所であったり、果樹等の植林をしている自治体もございます。ただ、いろいろな研修に参加している中で、それはそれとして、里に熊が下りてくることを抑止できるという効果はあるとは聞いておりますが、一方で、やはり栄養が豊富になると、熊も出産頭数が増えてくるという話もありまして、結果的に増頭になってしまうと。結果的には、増頭があった後に、餌の凶作になってしまうと、増となった熊がまた里に下りてくるという循環もあるということで聞いておりますので、その辺については、他の自治体の取組とか、あとは専門家の話も聞きながら、どのように、長期的に考えなければいけないところもあると思いますので、考えてまいりたいと、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、熊出没を抑制する町独自の対策等は考えておるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今のところ町独自での熊対策の抑止というものの手だては、町独自で

は考えておりません。ただ、熊の出没につきましては、北海道と本州ではヒグマとツキノワグマという違いはあるものの、本州においては、熊対策については、ある程度共通なやり方がいいのかなと思っています。その中で、猟友会の方々とまずは相談しながら、どういった熊対策がいいのかというのを、猟友会の方々と相談して決めてまいりたいというふうに思っています。

また、各町村で既にいろいろな対策をされておりますので、そういったところも参考にさせていただきながら、限られた予算の中で効率的に対策が打てればいいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、最後に、2月17日の河北新報の朝刊に、熊個体管理数の強化へと、環境省が自治体向けの指針の見出しで、都道府県が熊対策で保護や管理の計画を策定する際のガイドラインの改定案を公表しております。それに伴って、今月の17日までパブリックコメントを実施するという記事がありました。実際、県とかから大郷町にパブリックを求める通知文などは来ているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今回の管理計画を策定する際のガイドラインにつきましては、主に熊の個体調整に関わるガイドライン、そこに強化をするようなガイドラインになっていたかと思えます。これにつきましては確認をしておりますけれども、環境省のほうでは、県を通じて、市町村というよりは、そのガイドラインについて、今広く、ホームページ等で広くパブリックコメントを求めているということでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、熊対策の継続的な対応をお願いを申し上げまして、大綱3番に移らせていただきます。

(1) ですね。5名、過去2年間で。12月の定例議会のときに、鈴木安則議員も防災士の件について質問をしております。そのときは4人だったんですが、これはうれしいことに1人増えているということですが、22の行政区の中で5人しか育成できていない現状を、担当課はどのように評価しているのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

本町としましては、町としましては、議員の皆様にご可決いただき、22行政区全地区に設置をしていただき、自主防災組織での先導役としての活躍をいただきたいということで、思いはございますが、それぞれその地区、行政区ごといろいろお考えがあるかと思っておりますので、それは今現在致し方ないのかなというふうに思っておるところでございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 当初、この要綱を策定して施行した際、この事業を何年で完結する考えであったのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

防災士となった方が、例えば、20年、30年やられますかといったときに、それは多分無理があるかと思っております。世代交代もしていく部分はあるかと思っておりますので、その分も含め、期限というのは設けないという、私は考えておりましたが、それで、やっぱりそれぞれの行政区で、それぞれ育成されることによって、いざというときに自主防災組織が、有事の際、あと災害ないときもですが、動ける体制がもう構築されれば、それでよいわけでございますので、その辺につきまして、地域がしっかりと防災力の向上につながるように、今後も継続して実施していければなというふうに考えておるところでございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 私も防災士の方々にいろいろな話を聞いております。やはり資格を取った方々には、こういう部分を改善してほしいんだという話も耳にしております。まずは、実際今受講しているのは、仙台まで行って受講する。あと、受講してから、今度救急の指導も、黒川地域消防では、年8回ぐらい各種署を回って、輪番制ですが、普通救命講習をやっているんですけども、なかなかその都合に合わせることができないなどという声も聞いております。実際、防災士の取得した方々の声を聞いているのでしょうか。意見を聴取することによって、課題解決の糸口が見えてくるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

これにつきましては、先ほど金須議員もお話しされましたが、12月定

例会時に、鈴木安則議員からも御質問ございまして、防災士の人のいろいろな御意見を伺って、いろいろなことはやっぱり町としても共有すべきじゃないかという御意見がございまして、できれば早いうちにというようなこととございまして、今、日程等調整してございまして、今月か来月初旬に向けて、今、日程の調整してございまして。

今、先ほど言いましたが、5人の、町長が答弁しました5人の防災士がおるわけとございまして、5人の方全てが集まっていただければいいんですが、いろいろな御都合があるかと思っておりますので、ある程度人数が集まった段階で、まずは実際の防災士になって、それぞれ地域で活躍されていると思っておりますので、その人たちが実際どのような活動をなされているのかを確認させていただいた中で、今後それぞれの課題解決に向けて進めていければなというふうに思っているところでございまして。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） （1）番と（2）番が重複してしまいましたが、なかなか時間がかかるとするならばですよ、この事業は非常によい取組だなと私も評価しているんです。ですが、実績がそぐわない現状打破の解決策として、例えばですよ、職員の方に資格を取得させて、暫定的に育成できていない行政区に、何か災害等々発生すれば、じゃあ誰々さんはどここの地区に行って対応する。そこで資格を、防災士の資格を取ったら、その役目を退くとか、そういうような対策というかはどうでしょうかね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 防災士、職員としても、実際、総務課の職員も今現在2名、防災士を取得してございまして、防災士の在り方等については、今学んでいるところでございまして。

それで、ただいま、いない地区に対して、防災士を派遣してというようなこととございまして、あくまで防災士はそれぞれの自主防災組織の中での位置づけという、私は認識してございまして、まず自主防災組織で、多分今必要かどうかというようなことはあるかと思っておりますが、それぞれ自主防災組織で、いろいろな、多分、年次計画を立てた中で、どのようにそれぞれの地域で、有事の際に対応するかということ、それぞれの地域でやっているかと思っておりますので、それにつきましては、町の職員を派遣するという考えは、今はございません。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 先ほど（1）番の再質問をしているとき、（2）の部分に課長の答弁が入ってきたと認識しておりますが。（2）の、確認なんですけれどもね、各行政区ごとに想定される災害や地域の環境が異なるということは、私も理解はしています。さっきの答弁からすると、防災士の基本的な役割、平常時、災害時の基本行動の考え方等の基本フレームを示すということは、5人を集めて説明会をして、資料なりなんなり配付して進めるということ、認識でよろしいですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） まずは基本のベースをお示しさせていただいて、それに、それぞれの地域の考えがあると思いますので、山間部での様々があるとか、あと河川の沿線にある地区によって、それぞれ考え方、災害等の在り方も変わってくるかと思っておりますので、基本プラス、あとそれぞれの地区の分を肉づけしていただくというような考えでございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 承知しました。

それでは、この事業は非常にいい取組だと私も認識しておりますので、早期完結を願って、一般質問を終了させていただきます。

以上で終わります。

議長（石垣正博君） これで金須新一議員の一般質問を終わります。

次に、1番鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） おはようございます。

通告順位2番、鈴木安則、一般質問させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、大綱1、SSP構想予定地の今後について。

SSP構想予定地の60ヘクタールについて、いまだ方向性が見えていない状況である。12月の一般質問で伺った回答として、意向調査の結果を踏まえ方向性を決めるとのことだった。

（1）令和7年12月24日第3回事業計画説明会において、町は意向調査結果について報告しました。翌年1月27日の意見交換会では、町が基盤整備への再編入の意向を示した。この辺について、町としての方向性が決定したということによろしいのでしょうか、所見を伺います。

（2）基盤整備編入時の条件について伺います。

（3）意向調査結果について、全町民に対して公表はしているのか。

また、町長は全ての意向調査票に目を通していているのか伺います。

大綱 2、消防水利の利便性について。

現在、町内には消火栓163か所、防火水槽65か所が各地区内に設置されていますが、まだまだ利便性が悪いエリアもあります。特に大松沢上郷地区の荒井宅地エリアは、公設水利がなく、鶴田川からの取水となり、火災発生時は長距離の送水となる。

以下の点について伺います。

(1) 消火栓の設置予定はあるのか。

(2) 防火水槽の設置予定はあるのか。

(3) 現状のまま自然水利を利用するのか伺います。

議長 (石垣正博君) 答弁願います。町長。

町長 (石川良彦君) 鈴木安則議員の大綱 1 つ目、SSP 構想予定地の今後についての御質問に答弁をいたします。

(1) の基盤整備への再編入の方向性につきましては、昨年12月24日に開催をいたしました第3回事業経過説明会での御意見を踏まえ、鶴田川沿岸土地改良区と相談した上で、県営前川地区圃場整備事業へ編入する方針を決定し、去る2月27、28日に地権者等を対象といたしました説明会を開催したところでございます。

(2) の基盤整備再編入時の条件につきましては、県より条件を示されておりますが、まず、SSP 構想予定地であった60ヘクタールの農地に関わる方が、圃場整備への再編入を希望されているかを確認することで、2月27、28日に地権者等に対し説明会を開催し、現在その意向を確認しております。

SSP 構想予定地60ヘクタールの農地に関わる全ての皆様が、圃場整備への編入を希望される結果となった場合、宮城県においては、編入に向けての内部協議を開始すると伺っております。

(3) の意向調査の結果につきましては、現在公表しておりませんが、ホームページなどで公表する予定でございます。また、地権者の皆様からいただいた御意見は全て確認をしております。

次に、大綱 2 つ目、消防水利の利便性についての御質問に答弁をいたします。

(1) の消火栓設置につきましては、水道管の口径や給水能力、周辺の土地利用状況等を踏まえ、関係機関と協議の上、総合的に判断をしております。現時点で当該エリアにおける具体的な消火栓の設置計画はございません。

(2) の防火水槽設置につきましては、消防水利の空白区域の解消を図る観点から、計画的に進めているところでございます。当該エリアについても、地域の状況を踏まえ、設置の必要について検討してまいります。

(3) の現状の自然水利の利用につきましては、当該エリアは、鶴田川等の自然水利を活用した消防活動を基本としており、近隣消火栓も含めた長距離送水を行う体制を消防団及び消防署との連携により確保しているところでございます。

今後とも地域の安全確保のため、消防水利全体のバランスを考慮しながら、適切な整備を進めるとともに、消防団及び消防署との連携による訓練を行い、有事の際に備えてまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） まず、町として再編入という意思決定をしたということでお聞きしました。それで、再編に関する条件、これ3項目あると思うんですが、これを伺いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

宮城県のほうに編入に向けての御相談を申し上げたところ、まずは条件として提示された部分がございます。先ほど町長の答弁にもございましたが、まずはこの60ヘクタール、SSP構想予定地であった60ヘクタールに関わる地権者の皆様、それから、耕作者の皆様です。その皆様が60ヘクタールを前川地区圃場整備事業に入れることを希望するという意向を確認してくださいと。その全ての皆様が意向を、編入を希望する場合については、そこから県は協議を開始するというふうに伺っております。また、それに伴う計画変更であったり委託費、それから、調査費については、町負担という条件もございます。また、いずれ、それがもし60ヘクタールが編入ということになれば、最終的には土地改良事業ですので、360ヘクタール全体の本同意というものが必要になると。

そのほかにも、いろいろ条件は、今後出てくる可能性はございますが、今聞いている条件としましては、主立ったところでは、今の3点になります。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） まず、60ヘクタールの地権者及び耕作者の同意を得ると

というような状況なのですが、60ヘクタールの地権者及び耕作者というのは、何件になりますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

実はその60ヘクタールに関わる地権者、耕作者の方となった場合に、2つありまして、農地法の3条資格者と土地改良法の3条資格者とあります。農地法の3条資格者は、主に地権者の皆様、それから、土地改良法の3条資格者は、耕作者の皆様ということになります。

県のほうに確認しましたところ、その両方の方の御意向ということで聞いていますけれども、今回は、同意というよりは、まずは御意向ということになります。ただ、例えば、おうちの中で、お父様が地権者で、息子様が耕作者という場合もありますので、そこは世帯というふうに町では捉えて、今回意向を確認しております。

今回、2月27日、28日に行いました説明会については、75名の方に通知を申し上げております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） それで、75名の皆様のほうに、2月に説明会を行ったわけですね。3月いっぱい、ある程度同意をもらわないといけないということで、説明会のときに、同意できる人は同意の書類を置いていってくださいというような内容だったと思うんですが、現段階では、どの程度の同意が集まっているのか伺いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） 実際に75名の方に御案内申し上げましたが、出席率については、2日間で約半分の方に出席いただいております。その中で、7割ぐらいの方がその場で置いていただいたところなんです。ただ、随時、返信用封筒も、持ち帰った方については返信用封筒も渡していますので、役場に持ってきていただいたり、返信用封筒で届いたり、少しずつしているところがございます。

あと、欠席者につきましては、役場のほうにも連絡を取って、説明に上がったたり、それから、意向確認書の回収に向けて、今動いているところがございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） その75名の方というのは、完璧な所在は確認されているん

でしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答え申し上げます。

2月27日、28日の御案内を申し上げた時点で、郵便のほうに戻ってきておりませんので、皆様の所在については押さえているというふうに認識しております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） 現段階では、3月いっぱいでの100%同意というのは可能な状況ですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

県のほうから、条件としまして、令和7年度中にということで、意向を確認してくださいというふうに言われております。つまり3月いっぱいということになりますけれども、今そこに向けて、役場のほうでしっかり集めたいというふうに動いているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） この辺については、地元の地権者様から、むしろ役場だけでは対応できない部分があればフォローさせてくださいというような意見がありましたよね。そういう中で、役場さんのほうは、取りあえず自分たちでやりますよという話を伺ったんですが、期間が短いものですから、ぜひそういった部分については、地区を利用したり、極端な話、我々を利用したりして、ぜひ100%の同意を得られるようお願いしたいなというふうに思います。

それと、次に、これ今私3つの条件というお話をしたんですが、3つ目というのが、最終的には360町歩という方の同意ということですよ。それで、この360町歩の、まず戸数と、その所在がはっきりされているのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

土地改良事業でございますので、最終的には360ヘクタール、皆様の本同意ということになりますけれども、そちらにつきましては、本同意ということになりますので、改良区さんが主導で最終的には集められるというふうに町では認識しておりますし、そこの方につきましては

は、把握はされているというふうに認識しております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、意向調査の件につきまして伺いたいと思います。まず意向調査につきましては、先ほど町長から全部目を通してということを確認をさせていただきました。本当にありがとうございます。この辺につきましては、町のほうが地権者に対して行った意向調査ですので、やっぱり全て町長の目にとめていただきたいというのが私の考えでございます。

そういう中で、農地として継続したいと、17件、事業用地として扱ってほしいというのが16件と、未回答が23件と、そういう中で、意向調査の中に、その他として、今後まちづくりの在り方などについて検討してほしいことがあれば記入してくださいよという自由欄がございました。そこについて、26件の回答がありましたということで、この辺については、非常に地権者の一人一人の思いが込められていると思います。何分この意向調査については記名ということで、誰がどんなことを望んでいるのかというのは、全部このアンケートの中で把握できると思います。そういうことで、私も非常にこのアンケートの中身、その他についての中身が非常に気になったところでございますが、事務局でまとめてくれた内容を、ちょっと皆さんの前で御報告したいなと思います。「町の未来に対し強い関心と危機感を持っています。SSP構想の失敗を単なる後退とせず、人口減少対策としての交流人口増加及び町の活性化を達成するための代替案を、町長や議会が責任を持って迅速に提示、実行することを求めます」ということで、非常に強い言葉がまとめて書かれております。

そういう中で、今回60町歩の再編入ということなんですが、一部、例えば、10ヘクタール、20ヘクタールを事業用地として扱えないのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

その60ヘクタールにつきましては、県のほうにそのようなところも確認をいたしました。やはり用水であったり、そういった取り回しもございますので、県としては、60ヘクタール、一体として入れるか入れないかということで、意向を確認していただきたいということござ

ございました。

以上です。

議長（石垣正博君）　ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 後　　0 時 0 2 分　　休 憩

午 後　　1 時 1 5 分　　開 議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君）　それでは、午前に続き質問をさせていただきます。

先ほど、担当課のほうから、10ヘクタール及び20ヘクタールの一部を再編入から外すことはできないかという部分については、水路の関係で難しいというふうに伺いました。難しいということは、無理ではないというふうに理解しますが、水路のほかに何かできない条件とかありますか、伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君）　お答えいたします。

まずは先ほどお答えしましたとおり、水路の取り回し等に影響しますので、一部を抜くということが難しいということで、県のほうから一体的にというお話は受けています。なお、さらに町としましては、やはりあそこで事業をする場合に、今は掘削残土ももうないという状況と、それから、軟弱地盤ということもございますので、町として、そこは農地としての活用ということで方針を決定しているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君）　分かりました。ありがとうございます。

そういう状況の中で、先ほど町長の施政方針にもありましたように、大郷というのは、非常に交通アクセスもよく立地性が非常にいいということで、企業誘致に取り組みますということを書かれていたのですが、まさに私もそのとおりだと思います。そういう中で、1月1日の河北新報で、楽天球団の2軍の施設が移転ということなんですが、この辺については、町としては、何の協議もなされなかったのか伺います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　楽天の件ですか。この件と別に後で、また別の方、質問

あるようですけれども、検討したかしていないかということなんですが、頭の中では、どこかないかなという考えは持ちました、当初。ただ、その中で、整理する段階で、うちの町の場合は、楽天の求める状況、条件に合致した場所を提供するという事は、非常に困難と判断しましたので、詳細にわたっての庁舎内での検討ということまでは入っておりません。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 私の後にも楽天関係について御質問控えているようなので、私はちょっとこの辺で、ちょっと遠慮したいなと。

ただ、私が思うのは、大郷町というのは、SSP事業で撤退されたということで、大郷にはどんな企業もちょっと二の足を踏むんじゃないかなということが非常に心配なんです。そういう中で、今回の楽天に手を挙げておけば、駄目もとで手を挙げて、大郷は誘致する気持ちはあるんだよというのが対外的に持っていけるのかなというふうに思います。そういうようなことでちょっと今質問させていただいたんですが、ぜひそういったことを、次の質問のときに加味していただいて、回答をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、大綱2のほうに移りたいと思います。

まず、大綱2、消防水利の利便性についてということで、回答的には、消火栓も防火水槽も今のところ予定ないということなんですが、まず消火栓につきましては、多分水道の管の太さだと思うんですね。現状30ファイ、必要なのが75ファイということですので、この辺については、現在、町内各地で、老朽化によって、漏水、断水行われていますが、この辺の、この地区についての水道管の更新とか、工事とか、そういった予定はあるんでしょうか、伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

老朽化の更新につきましては、計画的には行っておりますが、こちら荒井宅地エリアにつきましては、喫緊での更新計画については、今のところはございません。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） じゃあそういった更新のときには、75ファイという水道管を入れる予定になっていきますか、伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

今年度、大松沢法堂地区のほうの老朽管の更新を行いました。そちらにつきましても50ミリの配水管だったんですが、水圧とか地区の要望がございまして、100ミリに更新、布設替えしております。その中で、消火栓も2基設置しておりますので、そういった更新の際には、そういった事情等も踏まえながら、計画は立てていきたいと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） ありがとうございます。ぜひ、今どうのこうのというお話はいたしません。近い将来に、ぜひそういったことを加味した水道管の埋設と消火栓の設置のほうをお願いしたいなというふうに思います。

（2）の防火水槽の設置はあるかということなんですが、正直言って、私も今の時代、これからの時代、防火水槽の設置というのは、やっぱり時代にそぐわないんだろうというふうに思います。そういう形で進めるのであれば、消火栓の設置のほうに注力を注いでいただきたいなど。

3番目に、現状のままの自然水利を利用するということにつきましては、数年前に、ちょうどあの辺で火災がございました。そのときに、まず現場に着いてから放水まで40分ぐらいかかっていますね。40分というと、大体小さな住宅が全焼するくらいの時間だと思うんですが、じゃあ何でそんな時間がかかったのかなということ、まず距離的に長いと。ですから、鶴田川から一番近い住宅まで持っていくのに、大体130メートルぐらいあります。ということは、ホース、大体8本から9本、10本という形で接続が必要になります。それと、取水については、鶴田川の水位によって状況が変わってくると。水位が高ければ、鶴田川の堤防の天端にポンプを置くことができる。ただし、水位が低いときには、消防ポンプを堤防のり面まで下ろさないといけないんです。ポンプからの取水するまでの管が8メートルなので、水位が低下した場合には、8メートルのところまでポンプ自体を下ろさないといけないと。そうすると、当然と堤防というのはのり面になっていますので、中間、途中に置くということは、非常に不安定な状態。斜めになった状態。団員がそこでポンプが転落しないように押さえていると

か、非常に危険も伴います。

そういうようなことで、ちょうど私がそういう状態を見たもんですから、これはちょっとまずいなということで、今回質問しているわけなんですけど、非常に安全性に欠ける部分がございます。

それについて、じゃあどうしたらいいんだということで、中間にポンプを乗せる大きさの、畳半畳でもいい、平場を造りたいと。造っていただきたいと。これについては、団と協議しながら、ぜひそういった、安全にかつ迅速に放水ができるような体制を、ぜひ取っていただきたいなど。そういうようなことで、非常に今そういう災害起きた場合には、ちょっと大変な時間ロスがあるということを、皆さんにちょっと知っていただきたいというようなことで、その辺のポンプを固定できるような平場をぜひ造っていただきたいというふうに思います。そういう形でないと、なかなか消火活動も危険な状態でやりますし、団の活動が危険だということは、町民が安心して暮らせないということにつながりますので、そういった部分について、ぜひ協議をいただいて、団と、または消防署と連携を取りながら、安全なポンプを設置できるような形を、ぜひこれは早急にやっていただきたいなど。それに合わせて、先ほど言ったように、消火栓というのは、やっぱり近い将来に向けて設置できるような形で動いていただきたいというふうに思います。

そういうようなことをお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

その設置について、じゃあ伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

河川管理者もおりますし、いろいろ関係団体と協議した中で、それが可能なかどうか。以前の火災発生時には、大変な思いをされたということは伺ってございます。私、当時担当ではございませんでしたけれども、大変だったという思いもございます。最近も近くじゃないけれども、火災が発生しまして、大変な思いをされてございますので、水利が不足している部分については、それぞれの消防団、部がございまして、あと行政区もありますので、様々な面で有事の際に必要な分は、町としても認識してございますので、様々な関係機関との協議を重ねた中で、何が一番いいのかということを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。

1 番（鈴木安則君） ありがとうございます。そういうことで、今担当課のほうから前向きな回答をいただきました。ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

これで私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

議長（石川良彦君） これで鈴木安則議員の一般質問を終わります。

次に、6 番佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） では、よろしくお願ひいたします。

通告順位 3、佐々木和夫です。では、通告に従いまして質問させていただきます。

大綱 1、東北楽天ゴールデンイーグルス 2 軍誘致についてということですね。

プロ野球球団東北楽天が 2 軍の拠点としている泉練習場について、移転の検討に入っているということでございます。2030 年代前半の移転完了を目指す構想であり、候補地は楽天モバイル最強パーク宮城から車で 1 時間程度の範囲を想定しております。想定では、メイン球場のほか、練習用のサブ球場、室内練習場、選手寮等を集約した施設を整備し、敷地面積は 10 万平方メートル以上の構想である。粕川地区 S S P 事業用地に誘致を図ってみてはどうか伺います。

大綱 2、道の駅おおさと及び開発センターの有効活用について。

物産館及び開発センターの今後の運営・活用方法について所見を伺います。

（1）道の駅おおさとの 2 階は、現在、キッズスペースとして利用されている。今後どのように利用拡大を図っていくのか伺います。

（2）開発センターにある加工実習室・製粉乾燥室及び精肉加工室の昨年の利用件数及び利用状況と、今後どのように利用拡大を図っていくのか伺います。

（3）物産館及び開発センターを中心に、大郷町をアピールできる商品開発をしたらどうか伺います。

3、空き家・空き地対策について。

人口減少及び高齢化に伴い空き家・空き地が増加すると想定されておりますが、今後の方策について伺います。

（1）現在、空き家バンクに登録されている件数はどのくらいあるのか。また、空き家バンクに登録を希望する方の情報をどのように収集

しているのか伺います。

(2) 令和6年12月に設立されました全国空き家アドバイザー協議会宮城県大郷支部との連携は取れているのか伺います。

(3) 持家を更地にすると固定資産税が上がるのは、主に住宅用地特例が適用されなくなるためであります。解体を検討している場合は、税負担の増加を考慮し、適切な対策を講じることが重要と考えますが、本町の対応について伺います。

以上です。

議長(石垣正博君) 答弁願います。町長。

町長(石川良彦君) 佐々木和夫議員の1つ目、東北楽天ゴールデンイーグルス2軍誘致についての御質問に答弁をいたします。

S S P事業用地への誘致につきましては、当該地は軟弱地盤であり、その対策だけで相当の費用や期間を要することから、報道にある2030年の楽天ゴールデンイーグルスの移転開始には非常に厳しいと判断しております。

なお、S S P事業用地は、県営圃場整備事業に編入するための調整を進めており、今後も優良農地として活用していく方針ですので、誘致については考えておりません。

次に、大綱2つ目、道の駅おおさと及び開発センターの有効活用についての御質問に答弁をいたします。

(1) の道の駅2階のキッズコーナーにつきましては、広報おおさとへの掲載やSNSを活用した周知を行ったほか、地元紙であります河北新報にも取り上げていただいたことにより、町内外の方々に広く知っていただくことができました。リニューアルしてから3か月が経過をいたしました。今後はこれまで以上に利用者の声を把握するように努めるとともに、関係者に御協力を仰ぎ、より利用者ニーズに即した楽しめる空間を、効率的で効果的な手法によりつくり上げてまいりたいと思います。

(2) の開発センターの昨今の利用実績と今後の利用拡大計画につきましては、令和6年度の加工実習室の利用回数は63回で、利用者数は657人、製粉乾燥室の利用回数は342回で、利用者数は53人、精肉加工室は製粉室として使用しておりますが、その利用回数は214回で、利用者数は199人でありました。

現時点で施設を利用されている方がおりますので、現行の利用方法は当面継続することになりますが、今後は、施設のより効率的、効果的

な活用方法を模索するため、様々な方から御意見を伺いながら、開発センターの在り方を検討してまいります。

(3) の大郷町をアピールできる商品開発につきましては、本町としても必要性を認識しております。

これまで、町内の既存団体と関係団体の御協力により商品開発を進めてまいりましたが、大郷町をアピールするためには、長く継続的に販売できる商品を開発することが重要となります。そのためには企業の協力を得ることが不可欠であると考えておりますので、町内の既存団体等からアイデアをいただきながら、企業と連携して商品開発を進められるよう取り組んでまいります。

なお、過般、白石市の松田製粉という会社御存じだと思っておりますけれども、白石温麺長く造っておられる会社ですが、その会社のほうで、本町のモロヘイヤ、特産品のモロヘイヤを使ったモロヘイヤ温麺を開発しました。製品化はまだであります、恐らく3月末か4月頃から販売できるかなと思っておりますので、新たな製品が出ましたので、期待しているところでもございます。

次に、大綱3つ目の空き家・空き地対策についての御質問に答弁をいたします。

(1) の空き家バンクの登録件数につきましては、現在、空き地・空き家バンクの登録物件数は16件であり、登録手続き中の物件が1件となっております。

登録を希望する所有者の情報収集につきましては、主に町の広報誌やホームページを御覧いただいた所有者から、電話やメールなどでの問合せをいただき、直接窓口に来庁をお願いし、聞き取り調査をした上で、登録の申請を行っていただいております。その後、家屋を内覧し、写真撮影、間取りの確認などを行い、情報をまとめて、ホームページに公開する流れとなっております。

(2) の全国空きアドバイザー協議会宮城県大郷支部との連携状況につきましては、これまで空き家対策セミナーや空き家相談会を共同開催しており、専門的な知見を生かしたアドバイスをいただいております。

引き続き、官民連携による取組を強化してまいります。

(3) の住宅用地特例解除への対応につきましては、住宅を取り壊すことで「住宅用地特例」が適用外となり、固定資産税の負担が実質的に増加することが空き家除却の阻害要因の1つであることは認識をし

ております。

本町といたしましては、国が検討を進めている「管理不全空き家」に対する特例解除の動向も注視しつつ、固定資産税の減免措置や補助金の創設、除却後の土地活用の促進策など、先進自治体での事例などを調査し、本町に合った効果的な手法を検討してまいります。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） それでは、再質問させていただきます。

大綱1の東北楽天、今の町長の答弁にあったとおりですよねと。やめようと思ったんですが、先ほど鈴木議員のほうから、少し突っ込みというような御意見がありましたので、ちょっと入れたいかなと思います。

これ、区画整理に入れるということで、確定でよろしいんですかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今のところ、町の方針として、前川地区の圃場整備事業に、60ヘクタールのSSP構想予定地については入れると、編入するという方針で決まっております。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 先ほど、鈴木安則議員のほうから、60町歩の部分で、調査費が別に町の持ち出しだというような話を伺ったんですが、町の持ち出しはどのぐらいになる予定なんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） すみません、今の段階での試算というところになりますけれども、計画変更に伴う委託費と調査費を合わせまして、約2,500万円程度というふうに見込んでおります。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） その2,500万円というのは、いつ頃分かるんですかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

まずは、今60ヘクタール、皆様が圃場整備への編入を望むかどうかというところの段階でございます。それが100%、皆様が圃場整備を望むという形になれば、そこから県が内部での協議を開始すると。それを

もって、すぐに圃場整備編入オーケーではなくて、協議を開始するということでございますので、その後に様々な課題、それから、条件等が出てくる中で、そういった経費が見えてくるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） ぜひとも早急に地権者の同意を得て、60ヘクタールを入れて、きれいな農地にさせていただければなと思います。

ただ、この鈴木議員の中にもあったんですが、業者が「20ヘクタールの土地が欲しいですよ、どこか宮城県でないですかね」と言われたときに、はいと手を上げるような敷地を用意しておくべきではないかと思えます。ある程度PRにもなると思えますが、その辺はどういう感じにいるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

企業誘致という観点で、20ヘクタールぐらいの用地を用意しておくべきというような御質問かと思われまします。それにつきまして答弁させていただきます。

そのくらい広大な用地があれば、本当に造成費やら、そのほか土地を購入する費用とか、様々な費用はかかってまいりますけれども、ある程度まとまった土地があって、かつ、そちらのほう为企业様のオーダーに答えられるような整地されたものであれば、本当に企業誘致をするに当たって大変心強い商品、武器というのが得られるというふうに思っております。しかしながら、今現状、そういったものがなかなか大郷町にない状況でして、平場のほうについても、なかなか平らな土地でそれだけの広大な用地を準備できるというところが、なかなか今のところ見当たらないというところもありますので、今現在探索はしております。そういうところが、町として持つことができれば、そちらのほうを使って、企業誘致に力を入れてまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木議員、ちょっと楽天から、ちょっと外れておりますので。

佐々木議員。

6番（佐々木和夫君） この造成については、高橋議員が鋭く質問すると思えますので、大綱2のほうに移らせていただきたいと思います。

今現在、道の駅の2階は有効利用されていると思っておりますが、キッズスペースは今試行的にやっていると伺っておりますが、どのぐらいの期間を見込んでいるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

効果をはかるために、少なくとも1年は続けたいと考えているところでございますけれども、具体的な終期については、今のところ設定はしてございません。

現在、試験的取組の期間中でありまして、キッズスペースにしたことによって、イベントも開催することができました。それで、道の駅の売上げや来客数というのにも効果が出ております。このような子供さん方や親子連れの方々が楽しんでいただけることができ、道の駅を中心ににぎわいのある状況が続いていけば、その場合のおもちゃとか設備面というものは、改めて考えなければならないところですが、引き続き、子供のための遊び場として試行錯誤を重ねながら開放し続けることにはなると考えております。より効果的な取組ができないかということも併せて工夫してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） お子様方の、先ほどいろいろなボールプールとか、いろいろあったんですが、やっぱり保護者の方々は、こういうのがあったらいいですね、また、こういうところが必要ですねというようなアンケートももらえるようなシステムをしたほうがよろしいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えさせていただきます。

保護者の方々が意見交換できる場所というところでございますけれども、保護者の方々にとって交流の場、情報交換の場というのは、町内も今できる場所はあると認識してございますけれども、キッズスペースにもそういった交流の場や情報の交換の場になることができれば、継続的な利用につながる可能性はあると思っております。やり方は考えなければなりませんけれども、実現に向けて前向きに検討してみたいと思っております。

また、アンケートというところで、保護者の方々の意見を把握できる

ところということになりますけれども、先ほど金須議員へお答え申し上げましたけれども、2月の20日の日から、アンケート用紙を道の駅の2階に置くようにいたしました。その中で、今後どういうふうなことをやっていきたいですかというところも把握できるようにしておりますので、アンケートというものの結果を踏まえて、これから道の駅の2階というものを、より効果的な利用、そして、皆様が楽しめる空間になるように考えて、元よりバージョンアップすることができればいいなと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 土曜日に、ちょっと私、子供ちっちゃいもので、連れていったんですよ。そのときに、やっぱりちっちゃい子供たちがいるというところで、お母様方がどうしても授乳するスペースがないですよ、2階に。そうすると、子供を置いて下まで下りていくのか。なかなかやはり、みんなで来ているうちはいいんですよ。イベントがある日は、多分いろいろな方々がいるので、ちょっとお願いできますかということがあるんですが、土曜日とか平日は、どうしても遊びにくる方が少ないですよ。そうすると、授乳するスペースもないというところで、ここでちょっとお金がかかるかもしれないんですが、必要だと思っんですが、今後2階を別な用途で使うとしても、そういうスペースが、授乳室とか多目的トイレの設置は必要だと思いますが、その辺の検討はなされていないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

授乳スペースも多目的トイレも、佐々木議員おっしゃったように、非常にお金がかかるものでありますけれども、必要性は、私どもも認識はしております。その中で、そういうふうにお金がかかるという、多額な費用がかかる中で、どんなところができるかというところを一生懸命考えておまして、地域振興公社さんとも話をしているところではありますけれども、一つ考えられるのは、県の補助も活用して、置き型の授乳スペースというのもありますので、そちらのほうを利用できないかなというふうなところはあります。ただ、そちらのほうも、やはりお金がかかるし、大きさのあるものですので、今の道の駅のキャパを考えたときに、置けるかどうかというところの検討は必要になってきます。

あとは、もう一つ、多目的トイレについても御質問いただきました。

こちらのほうも、お金というふうな話で、また申し訳ないんですけども、本格的改修には大分お金がかかりまして、大がかりな工事というのは、なかなかすぐに対応というのは難しいところでございます。1階に多目的トイレがありますので、そちらを使っていただきたいというふうには考えているんですけども、2階の親子連れの方々、特に今回キッズスペースというのをリニューアルして、たくさんの方に来ていただいているわけなので、その利便性向上を図るために、トイレの環境というものを、もっと整えていきたいというふうには考えていたところですので、多目的トイレというふうなところの改修というところは、できるかどうかは正直分からないところですけども、何ができるかというところを、費用を考えながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 確かにお金のかかる場所ではありますが、ゼロベースではなくて、必ず造るんだというところから進めていただければなど。よく検討しますとかという返事があるんですが、やはりゼロベースじゃなくて、造ることを前提にしてほしいかなと思ってございます。

もう一つ、お金のかかるというところで、エレベーターの修理をしてほしいかなと思います。これ、ちっちゃい子供たちが、あのらせん型の階段、結構急なんです。特に乳幼児を抱えたお母さんというか、お父さんもですが、やはりあそこ足元もなかなか見えなくなる階段ですよ。あそこで転んだとき、ちょっとした擦り傷じゃ済まないような気がするんですよ。やはりたった2階しかないという建物であるんですが、あれはエレベーターは絶対必要だと思います。白石にあるキッズランドですか、あそこもたった2階の建物ではありますが、エレベーターを設置しています。やはり弱者に寄り添ったスペースは必要だと思いますので、これも検討していただくことはできないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

エレベーターの必要性、私も非常に、とても感じております。しかし、またこちらもお金の話になって大変恐縮なんですけれども、改修には多額の、数千万円と言われているんですけども、お金がかかっ

てしまいます。今の道の駅、何年か前にリニューアルしているわけですが、その際もエレベーター改修の話がありましたが、費用面、多額にかかるというようなところもあって、見送られた経緯もあるということでございます。また、物産館の建物自体が30年以上経過しているわけございまして、今後どうしていくかというところを、そういう大きな問題と併せて考えなければならないのかなというふうなところも思っておりまして、これらのことを踏まえると、エレベーター単体での改修というのは、今すぐ行うという決断は、なかなか難しいなと思っております。

しかし、将来的に、やはり2階へ上がっていくらせん階段というところは、危ないというところがありますので、もし財源確保のめどというところが立って、物産館の在り方というところも、引き続きあのままで使い続けていくとか、そういったところの検討をしていく中で、やはりエレベーター必要だなとなったときは、考えざるを得ないかなと。何とか考えていきたいなというふうに思っているところです。しかし、繰り返しになりますけれども、予算面の手当てというところを、やはり考えた上で検討させていただければと思います。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 国の予算で、多岐多様にわたるような、多分助成金があると思います。そこを細かくして、あと助成金の要領、要綱、ちょっとした穴でも見つけて、ぜひ助成金を取れるような方法にさせていただければなと思います。

月に1回ほど地域おこし協力隊の方々がイベントを開いていると思いますが、物産館そのものの売上げに対する費用対効果なんかはあったんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

地域おこし協力隊の方々が、1月18日と2月22日の日に、いずれも日曜日になりますけれども、イベントを行っていただきました。その日、前年の同じ時期の同じ曜日の比較で申し上げます。昨年の場合ですと、令和6年の1月19日が日曜日になりますけれども、昨年1月19日と今年の1月18日ですと、お客様で111.8%、そして、売上げにしますと113%というところで、いずれも伸びております。また、2月になりますと、昨年は2月23日が日曜日ございまして今年2月22日

日曜日でございます。来客数でいいますと137.7%、売上げは133.8%というところで、いずれも来客数、売上げともに効果が得られております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり2月20日、ちょっと約3時間ほどお邪魔しました。小さい子供を連れていったんですが、やはりプロの保育士の方々の、やはり子供に対する扱いは大変素晴らしいものだと思います。やはり物産館のほうの売上げも伸びたということでございますが、この間、地域おこし協力隊の報告会みたいなのがあったんですが、2階でやったときは、多分費用は、地域協力隊の方々がお金を切っているというお話でございましたが、これって結果的には物産館の売上げにもつながっている、集客にもつながっている。であれば、ギャランティーは支払うべきだと思いますが、払っているんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

まず、あのイベントの始まりですけれども、地域おこし協力隊、すまいるわんだーらんどの方々が、自発的に、今道の駅を使って、ああいうことをやりたいというふうなことをおっしゃっていただいて、始まったという経緯がありましたので、取っかかりの段階での謝礼金のようなものは、お支払いはしておりません。ただ、実際に開催していただく中で、非常に効果が出ているという事実もございますし、毎月これから継続的に開催していただくというところもあります。また、大盛況でいろいろな方に来ていただいて、波及効果というのもすごくあるということが分かってまいりました。そういうことを考えますと、今後どういったことができるのかはちょっと分からないんですけれども、何らかの支援というものは、やらなければならないのかなというところでは、それが町からになるのか、地域振興公社からになるのかというところは、話し合っていかなければならないとは思っておりますけれども、いずれにせよ何かしらお手伝いというものは、やっていかなければならないかなというふうには考えているところでございました。

今のところ、まず予算などを伴わずとも、今ある予算の範囲内でやれることというところ、新たな予算を伴わず、今ある予算の中でできることといたしましては、既に議会からお認めいただいているPRグッ

ズの予算を使って、グッズをつくっておりますので、それらを提供したりということ、前回はやらせていただきましたし、これからは景品というところでお手伝いをさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 月に一度の日曜日だと言いながらも、やはり地域おこし協力隊の人たちがね、大郷町アピールしようと、子供たちの集える場所にしようということで、一生懸命頑張っている姿見ました。やはりここは、行政もしくは物産館のほうにね、働きをかけていただいて、やはり自発的だと言われれば何も出さないのかというのでは困るので、この辺はもう少し熟慮していただいて、お願いしたいかなと思っております。

あと、2階に、平日、あと土日のときに、おもちゃは片づけてくださいと書いてありました。でも最初に来た子供たちは、次2番目、3番目、5番目と来たら、どんどんおもちゃを出していきますよね。誰が最後に片づけるんだと。そうすると、最後に来た人が片づけるのか。ここら辺は、これ土曜日、2時間以上いたんですよ。そのときに、物産館のほうから誰も上がってくるわけでもなく。やはりせめて30分に1回ぐらい、どういう状況なのか見てもらえれば。例えば、おもちゃが散らかって、一番最後の人、片づけているんですよ。ただ、どういう状況であるのか、それも、ちょっと物産館の方々が、業務が忙しいのは分かるんですが、ちょっと見るだけだと思うんですが、やっぱりここら辺は、もう少し使いやすいというか、見てほしいのかなと思っておりますので。やっぱり30分に1回でいいので、ちょっと上に、見てくださいというような指示はできないんでしょうかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

今いただいた御提言を踏まえまして、地域振興公社とお話をさせていただきます。それで、それも含めての指定管理というところもございまして、なるべく、30分に1回になるかどうかというところはありますけれども、2階の状況を注意深く見てくださいというふうなことをお願いしていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） その状況とか聞いてほしいんですが、もう一つだけ、

物産館について。2階にブラインドがあるんですよ。南側のほうに。経年劣化していて、触るとポキポキポキと折れちゃうんですよ。ちっちゃい子供がはいはいして食べたりしたら大変なので、ちょっとそのブラインドを早急に見てほしいかなと思います。見て駄目だったら、新たに替えるとかというところをしてほしいんですが、見ていただけないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

そちらのほうを早急に確認いたしまして、劣化具合のほうを見させていただきます。その上で、交換の必要性があるのか、または補修の必要性があるのかというところを、きちんと確認させていただきます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 開発センターについてですが、先ほど町長の答弁で、加工実習室が63回の657名、製粉室が342回の53人、精肉加工質が414回の199人、これは、回数はいいんですが、人数は延べ人数なんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

延べ人数でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） では、実際何人が利用したんでしょうかね。だって単純で、1人が毎日利用したら、365日という話になりますね。たった1人しか利用していないのに。やっぱりここは延べ人数じゃなくて、実数で何人ぐらい利用しているのかを、ちょっと教えていただければなと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

申し訳ございません。実数については、今把握しておりませんので、後でお届けさせていただきます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 657名も来ているということは、それなりに動いているのではないかなという判断なんですが、開発センターにある加工実習室、流しなんかは、ふれあいセンター21にもあるし、あと粕川の防災センターにもありますよね。そちらのほうに代替して、あそこを取

っ払っちゃって、新たな店を入れるとかという、そういう考えもできると思うんですが、そういう考えはないんでしょうかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えさせていただきます。

開発センターの在り方につきましては、今後、関係者の方々から御意見を伺いながら検討していく予定ですが、今そのような御提案というか、御質問の中で御提案をいただきましたので、これから、ふれあいセンター21に、果たしてそういうことができるのかどうかというところも含めて、町有施設全体における機能配分の、適正な機能配分というふうなところの視点の中で、その方策も含めて検討させていただければというふうに思います。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） ふれあいセンターであれ防災センターであれ、調理室がありますので、その稼働状況を把握しながら、この開発センターの実習室ですか、流しのほうだの、ちょっと考えていただきたいと思っています。

やはり皆さん来るとき、多分車で来ると思うんですよ。そうすると、やはり新しくできた施設、または物産館みたく、開発センターみたく30年近くそのままですよ。やはり時代のはやり、廃りがあるので、そこら辺はちょっと考えていただければなと思います。新たにやはりそこを取っ払って、例えば、ラーメン屋さんとか食堂屋さん、テナント入れるとか、あとは多分待ち望んでいるお魚屋さんとか、そういうのもどんどんどんどん入れて、その中心にさせていただければなと思います。

やはりこういうのは、もう少し勇気、さっき課長が有識者、関係とか言ったが、どういう方々を有識者と言うんでしょうか。ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えさせていただきます。

有識者というか、関係者というふうなところでお話しさせていただきましたけれども、具体的な、今のところのどういった方々から話を聞くかという具体的な検討まではまだ入っていないんですけれども、今頭の中にございますのは、やはり今指定管理いただいて、日頃管理いただいている地域振興公社さん、あと、そのほかに日常、日頃から御利用いただいている町内の団体さんであるとか、あと、事業者さ

ん、そういった方々を想定しております。そのほかにも、必要に応じて対象者を広げて、広く御意見を聞くというところも、必要に応じて考えていくことになるのかなと思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり有効利用していただきたいのと、先ほど町長が申し上げた松田製粉さんがつくったモロヘイヤ温麺というのが、今度新商品で出るということでございますが、やはりどんだんどん新商品をつくっていただくべきだと思います。普通のメーカーですとね、食品のメーカーなんか、1週間に一遍ほど新商品をつくっております。単純で年間50品種で、当たる確率は、多分100か200つくって1品目しかないんですよ。そのぐらい当たらない、新商品なんて。ですから、やはり数を打たなきゃいけないというところになると思うので、やはり松田製粉さんの御協力も大変ありがたいなと思ってございます。やはり新しい商品開発をしましょう。食べ物だけじゃなくて、例えば、手拭いとか、大郷町を模したバスタオルとか、いろいろ意味で大郷町のアピールというのができると思います。

よく、さっき課長がお話しされたように、地域の商店の方とか、あとは物産館の方々というのはあるんですが、やはりバイヤーの方々、つまり物を買うほうですね。ビーアンドビーなんですが、やっぱりそういう方々も入れて、物産館で売っているものを物産館で売るというだけではなくて、全国展開をしましょうというようなものをつくっていかないと、コストが高上がりになると思うんですよ。やはり有識者とか、関係者の方々も、バイヤーのほうを入れて協議をしていただければ、こういうのがあるんだよというところがあると思いますので、ぜひともそれを参考していただければなと思いますが、どうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

バイヤーさんの視点を、まずは御知見を今度の新しい商品開発に組み入れるというのは、とても重要な視点かなというふうに私も考えてございます。したがって、今、物産開発、既存の団体さんの中でもやっていたっているわけですが、その中でできるか、または、地域振興公社さんとのお話の中で、有識者の方に来ていただいて、商品開発にお力添えいただくかというところ、いろいろな方法はあると思います。どの方法を取れるのかというのは、ちょっとこれか

ら考えさせていただきますけれども、今現在、町内で関係している方々だけではなく、外の方の、いろいろな世界を知っている知見を持った方の御意見というのも、当然必要になってくると思います。また、バイヤーさんのみならず、実際に開発していただけたような企業の方の意見というところも含めて、いろいろな御意見を頂戴しながら、商品開発やってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） ぜひとも商品開発をしていただいて、アピールをしていただければなと思います。

では、次に、隣の課長のほうに移りたいと思いますが、空き地・空き家についてですね。先ほど町長の答弁で、空き地・空き家バンクの登録物件数は16件ということであるんですが、これ空き地と空き家って何件ぐらいずつあるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今現在の空き地・空き家バンクの登録件数の内訳でございますが、空き家が2件、空き地が14件ということになってございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） いろいろ見て歩いて、空き家が2件だけでは、ほかは全部埋まっているというような取り方、住んでいるという取り方なんですかね。日中も玄関のカーテンが閉まっているよねというところもあると思いますが、本当に2件だけ、登録されているのは2件だけなんですかね。2件だけが空き家なんですかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

あくまでこちら空き地・空き家バンクの登録数ということに、登録していただいた物件ということになりますので、実際、現実としては、空き家はそれ以上にあるかと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） この令和6年の12月に設立された全国空き家アドバイザー協議会とは、定期的な協議なんか行っているんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

空き家アドバイザー協議会でございますが、定期的な協議といった形

では、今現在は行えていないというような状況があります。昨年までですと、空き家対策のセミナーであったり相談会であったりというところで連携した事業、先ほど町長の答弁にもございましたが、そういった事業をしてきたというところがございますが、現在、事務局のほうに不在ということもございまして、協議会として動けない状況もありますことから、今後、協議会については、しっかり町とも連携しながら事業を展開できればというところがございしますので、構成する企業の方々と一緒に、町のほうとも協議しながら、今後どうしていくべきか協議を重ねていければと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 全国空き家アドバイザー協議会と、もう一つ、大郷空き家アドバイザー協議会というのが多分あるはずなんですよ。この大郷空き家アドバイザー協議会というのは御存じでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

正式な形で、町のほうに大郷空き家アドバイザー協議会を設立したというような報告のほうは、正式なところではいただいておりません。ただ、全国空き家アドバイザー協議会の大郷支部の段階で、今後、大郷空き家アドバイザー協議会ということで、全国展開している協議会から抜けて、単独でやっていければというようなお話までは伺ってありました。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 話が進んでいるということは。では、単純で、今後はそれで、この大郷空き家アドバイザー協議会のほうがメインで進めていきたいかなという話になるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

それが確定している、決定しているということは、何一つないということがございます。まずはその協議会の体制というのが、しっかり体制づくりのほうをしていただいて、それから町との連携、どういった形で連携していくか。最終的には、本来であれば、町のほうでも、協定を結んだ中で、ワンストップの窓口になっていただければというような思いはあるところがありますが、そういったところも、組織として、そういったことが受けられるような状況にあるかというのを確認

しながら、今後進めていければと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 今後もやはりせつかくできた協議会の方々なので、そこを有効利用していただければなと思います。

空き家についてですが、日本郵政、郵便株式会社、郵便局ですね、ここで空き家調査、あとは空き家の見守りの業務を行っているということは御存じでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

日本郵便において、自治体から空き家の調査業務を委託して、配達員による調査を実施することが可能であることは、確認のほうをしております。全国でも何件か実績があるようですが、近隣での実績は、あまりまだないというようなところも伺っております。それから、日本郵便による空き家の見守りサービスにつきましても、こちらのほう、日本郵便のほうに、日本郵便といいますか、管轄の郵便局のほうに確認しましたところ、こちらについては、所有者と郵便局さんの直接の契約というか、それによって委託を受けるというような内容になっておるといったところは、確認しているところでございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり空き家調査は委託したほうがいいかなと思っております。毎日、郵便局の方々は雨にも負けず、風にも負けず郵便配達をしているので、やっぱりこの家はもう留守になっていますよねと、ほとんど郵便物が来ないですよねとか、多分分かるような気がするので、それをちょっと委託していただければなと思いますが、ちょっと費用はかかるということでございますので、そこら辺もやっぱり情報収集はどのようにするかというか、いかにみんなで情報を集めるかというところがポイントになってくると思います。

この中で、大郷町さんでいろいろな助成金があるんですが、この空き家、家財、家具等の処分費用、申請者、今年は何件ぐらいあったんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 空き家家財道具等処分費用助成、こちらにつきましては、今年度につきましてはゼロ件となっております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） そのゼロというのは、財産を処分したくないという人

があったのか、中身が分からなくて申請しないのか、いや5万円ぐらいならしなくたっていいやと思ったのか、どのように受け止めていますかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今議員が申し上げた3点、どれももしかすると該当するのかなというふうには思っています。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） じゃあもう少し、住宅リフォーム助成金はどのぐらいの件数と金額だったのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 住宅リフォーム助成の申請者数でございますが、こちらは、令和7年は12件となっております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり空き地に新たな家を建てましょうとか、若者が住みたいという状況があると思うんですね。大郷町って、町長の施政方針にもありますが、住みよい町ですよ。交通の便が比較的良好で、しかも安いですよというところで、若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金、こういう立派な奨励金があるんですが、これは、もう今年は何件かあったのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 今年、令和7年度に関しましては、新規で12件となっております。5年間ということになりますので、今年度対象になった件数としましては96件となっております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 税務課のほうになるんですが、更地にすると税金が上がるということでございますが、町長の答弁には、特例解除の動向も注視しつつというところがあって、先進自治体の事例も調査してというところがあるんですが、やはり先進事例とかではなくて、大郷町が先進地ですよというような施策を取っていただけることは可能なのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（片倉 剛君） お答えいたします。

税のほうでなんですけど、全国的に見まして、空き家のほうに課税するだとか、逆に特例が抜けた部分に対しての減免だとか、また、あとは

補助とか、そういった部分がありますので、本町といたしましても、全てを総合的に勘案して判断していきたいと思います。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはりね、そこで判断していただければなと思いますので。やはり納税通知書、多分その方々に送られると思うんですが、そこの中に、多分大郷町に住んでいなくて、多分町外のほうに、多分出す方々もいると思うんですが、そこの中に、例えば、空き家の家財等の費用の助成がありますよねとか、そういうパンフレットとかって入れて、周知してはいかがなものでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今現在、固定資産税の切符の郵送の際に、その切符の裏ということになりますが、空き家の対策に関する情報については載せておりました、そこには空き家バンクについても掲載しておるところでございます。そういった形でPRのほうはしているところでございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 利用がないということは、見ないということですよ。やはり別紙でやるとか、効果的なのは多分赤い紙でやるのが効果的だと思うんですよ。白い紙だと普通の広告だよと見るんですが、赤い紙だと、これ何だと。やっぱり召集令状じゃないんですが、これはちょっと重要な書類だよなと思って見る可能性があるんですよ。目の引くようなものをつくっていただければなと思いますが、そこら辺はどんなものでしょうかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

これまでもそういった検討もしてきたというところはございますが、なお改めて税務課のほうとも協議しながら、調整のほうできればと思ってございます。

議長（石川良彦君） もっと続けます。佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 最後になるんですが、この空き地、空き家に関しては、明日赤間議員がもう少し鋭く突っ込むんではないかなと思っていますが、最後に、空き家の衛生管理はどのようにしているんでしょうか。衛生組合のほうで管理しているのか、または、きちっとその辺は把握しているんですかね。確認しているんでしょうか。空き家のところに消毒とかしているのか、もしくはハクビシンとか、そういうのが

住んでいないのか確認しているのでしょうか。衛生のほうから、ちょっとどういう状況なのかお伺いして質問を終わりたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。華麗なるキラーパスありがとうございます。

空き家の衛生管理、特に今のところ、実際に実施しているところはございません。ただ、やはり件数が増えていっているという状況もございますので、今後、環境衛生組合の連合会などとも協力しながら、必要があれば手を打っていきたいと考えございます。

議長（石垣正博君） これで佐々木和夫議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 1 8 分 休 憩

午 後 2 時 2 8 分 開 議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番鈴木恵子議員。

7 番（鈴木恵子君） 通告順位 4 番、鈴木恵子、通告どおりに質問させていただきます。

大綱 1、町長の公約について。

石川町長は「助け合いの町づくり」、「教育に力を入れる町づくり」などを挙げ、町民の期待を集めて当選された。半年が経過し、在宅介護家庭支援・高齢者の支援策・学力向上のための施策に大きな期待を私は寄せています。

（1）「在宅介護手当支給制度」の検討内容と今後の見通しについて伺う。

（2）「高齢者世帯の支援強化」の具体的な内容について伺う。

（3）「町営学習塾」の開設の具体的な内容と今後の見通しについて伺います。

大綱 2、文化会館等を活かした地域活性化策を。

本町には座席数380名の文化会館があるが、稼働率は必ずしも高いとはいえない。また、郊外には、現在、休館中の宿泊施設もある。それらをセットで町の活性化が図れないかと考えております。

（1）文化会館の年間稼働率を伺います。

（2）民間公演誘致の営業、または問合せなどはあるのか伺います。

（3）未活用宿泊施設の再活用計画は進んでいるのか伺います。

大綱 3、町議会解散の賛否を問う住民投票の裁判について。

解散請求制度は、住民の皆様に認められた大切な権利であり、私自身、当初その民意を真摯に受け止めるべきと考えておりました。署名の縦覧過程において、「署名審査は十分であったか」という点で疑念を持ち、司法の判断の必要があると考え、提訴いたしました。

今回の結果を踏まえ、これまでの経緯を住民の皆さんに報告するべきと考えるが、町の見解を伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。初めに、町長。

町長（石川良彦君） 鈴木恵子議員の大綱1つ目、町長の公約についての質問に答弁をさせていただきます。

（1）の在宅介護手当支給制度の検討内容と今後の見通しにつきましては、県内の他自治体の導入状況を見ますと、施設入所や病院に入院中ではなく、要介護4以上で介護サービスを利用せず在宅で介護する方という条件がほとんどであります。この条件を本町に当てはめますと、対象者は1名程度になります。

在宅介護制度の支給については、制度改正により、令和9年度からは一般会計予算へ移行する必要があることから、より有益となる制度内容を精査しているところでございます。

（2）の高齢者世帯の支援強化につきましては、高齢者が安心して暮らすことができるよう、軽度生活援助や配食サービス、補聴器購入助成事業、家族介護用品支給の在宅支援を引き続き実施するほか、救急医療情報キットやあんしん見守りネットワーク事業、認知症高齢者見守り支援事業の周知に努め、肺炎球菌やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹の定期予防接種の機会を提供してまいります。

特に、在宅で介護している方に対する介護用品、おむつ券支給額の拡充を図ることで、介護者の負担を軽減し、高齢者が安心して暮らすことができるよう、ただいま整備を進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（3）の町営学習塾につきましては、金須議員の答弁と重複いたしますが、学力向上のため、夏期講習の実施を考えております。また、中学生の高校受験対策といたしまして、数学、国語、英語の冬期講習を開始したいと考えております。

今後、アンケート調査を実施し、児童生徒や保護者の要望をしっかりと確認した上で開始できるよう検討してまいります。

次に、大綱2について、（1）、（2）については教育長のほうから答

弁をさせていただきます。

(3) につきまして答弁をさせていただきます。

未活用宿泊施設の再利用計画につきましては、パストラル縁の郷の指定管理者を本年1月19日から2月10日までの期間で募集をいたしました。応募者はありませんでした。当面は引き続き町が管理しながら、テレワーク施設のみを稼働させることとなります。

昨年の公募に続いて応募者がなかったことを踏まえ、施設の在り方や有効な活用方法について、これまでとは異なる発想も含めて検討してまいります。

次に、大綱3番目の町議会解散の賛否を問う住民投票の裁判についての御質問に答弁をいたします。

これまでの経緯につきましては、広報4月号発行時に報告予定としておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（石垣正博君） 次に、答弁願います。教育長。

教育長（関一男君） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大綱2つ目、文化会館等を活かした地域活性策をの御質問に答弁いたします。

(1) の文化会館の年間稼働率につきましては、令和6年度の休館日を除いた年間稼働率は4割弱となっております。また、大ホールの利用日数は97日、延べ利用者数は3,901人でございます。

(2) の民間公演誘致の営業や問合せにつきましては、これまで町文化協会の活動の場の確保や、音響・照明等の専門的人材不足のため、民間公演の誘致など施設稼働率向上のための積極的な営業は行っておりません。

また、情報発信につきましては、ホームページに利用料金や利用方法等を掲載し、事業者などからの問合せに対応しているところでございます。

今後は利便性向上に一層努めるとともに、空き状況がリアルタイムで確認できる方法等を検討し、稼働率向上に取り組んでまいります。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 在宅介護手当支給制度、これは、令和9年度までには、より有益になる制度内容を精査して、決定していくという考えでよろしいのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えします。

今現在、町長答弁にもありましたとおり、ほかの町と同じような条件でつくりますと、対象者が1名にしか該当しないようなものになっておりますので、さらに制度改正で、令和9年度からは、介護保険の会計から一般会計のほうでやらなければいけないということもございませので、その辺も含めて精査している段階でございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 対象者は、本町は1名程度ということなんですけれども、例えば、これ実現するに当たって、差し支えなければ、その1名の方の家族構成や、現在寝たきりなのか、認知症がひどいのかなどの状態について教えていただければと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

ほかの自治体の情報ですと、要介護度4か5で、基本的には、高齢世帯のみか高齢者単独という、単独じゃないですね、介護されている方がいるという状況になりますので、全てが対応というか、該当するものではないという形になっておまして、うちの町で今現在1人該当するような方につきましては、一応要介護3から5で検討したところ、要介護3の方が1人該当しそうかなという状況になっておまして、この方については、在宅で誰かが見ているような状況になっているという状況です。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） なかなか対象者が1人というのは、施策としていかにどのものなのかって思うんですけれども。寝たきりであっても、何もサービスを受けない。寝たきりであったならば、訪問入浴を週二、三回入れるとか、あと寝たきりであれば、介助用品を借りるとか、一切そういう、何ですかね、サービスを受けていない方に対して、この支給制度は成立するということなんですか。もし実現となるならば。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、ほかの今の実際やっている市町村の状況がそういう状況ですので、ほかの町も実際に支給しているのが1人とか、もしかするとないという状況が続いているという状況ですので、同じものをつくったとしても、無駄になるというふうな考えもご

ざいますので、そこだけに固執せず、ほかの方法でも何かできないかなというのを、今ちょっと考えているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） ネットで見ると、ほかの市町村で見ると、例を見ると、月5,000円から1万円ぐらいが多いのかなというふう感じたんですけども、町でもしこの、本当に1名なんですけれども、本当に家で介護を受けて、家族の人が面倒見ている人に支援制度を実現する場合、大郷町として金額的にどのくらいを、まだ何も決まっていなかったかもしれないですけども、所長の腹積もりとしては、どのくらいが適当と考えておりますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） まず金額ね、ちょっと難しいところあります。というのは、例えば、非課税世帯というか、高齢者のみで、あるいは2人暮らしとかって、それで、その人に、例えば月に3万円とか5万円とかと行くと、翌年に課税対象になる場合があるので、その辺も踏まえながら支給金額を検討していかなければならないと考えております。

あとは、先ほどお話したとおり、対象者1名ということなんですが、ここをやはりもう少し拡充していく必要があるのか。例えば、親御さんでというか、家族4人の生活の世帯であっても、要介護4・5に該当する方が、いわゆる介護サービスを受けていないで、家族サービスというか、家族介護だけで頼っている方について、その辺も対象、幾らになるかも含め、あるいは要介護度の度合いも3から4、あるいは5とか、そういった区切りも検討しながら、新年度の制度改正に合わせた形で検討していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 町長のおっしゃるとおりだと思います。やっぱりこれは検討の段階で、私もいろいろ想像してみたんですけども、懸念材料がやっぱり出てくるんですね。手当てを受けられる人、受けられない人、線引きが非常に難しい施策だと思います。

例えば、町長、これやっていくことのと看考えてほしいのが、やっぱり今世帯分離して入所させるとか、あと、息子さん、娘さんの仕事の都合上で、遠くにお子さんがいるけれども、その御家族の方が、俗に言う富裕層といたらおかしいけれども、親の面倒を見ても構わない

ような家計の状況の方なんかもいらっしゃると思うんですね。本当に家庭で、家族で肩寄せ合って、じいちゃん、ばあちゃんの面倒を見ているという方と、そういったところのバランスというんですかね、不公平感がちょっと私にとっては否めないんですよ。そういうところをきちんと考えて、この制度はやっていただければ、私も自宅で介護していた者として、やっぱり家族としてはありがたいと思うんですけれども。何ていうんですかね、慰労金というんですか、何ていうんですかね、家族にねぎらう金額程度も視野に入れて検討していただきたいと思います。町長、もう一度伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） ありがとうございます。

そのような実態をまずもってきちっと把握する、そして、やはり公平公正というか、お金のある人に、生活余裕ある人に特別な支援は要らないかなと考えております。その中で、先ほども答弁させていただきましたが、介護用品、あるいはおむつ券ということで、月3,000円の支給を今させていただいておりますが、この辺についても、やはり増額していくべきなんだと考えております。3,000円でやっぱり足りないという声も多く聞こえておりますので、その辺も5,000円にするか、倍の6,000円にするかということも今考えておりますし、今現在、自己負担額ということで、3,000円のおむつ券相当の支給しているんですが、300円の負担をいただいておりますので、その辺の妥当性も含めながら、総合的に検討させていただきたいと思います。よろしく願います。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） （2）番についてお伺いします。今、町長から在宅介護の用品、私も議員になったばかりの頃と、あと去年も1回くらい言ったと思うんですけれども、なかなか財政的に難しいということで、駄目でした。しかし町長はやっぱり在宅家庭に対しての支援への思いが強く、今回そのことを議会で私は明言していただいたと思っております。

それで、在宅おむつ券、先ほど町長もおっしゃられましたが、月3,000円です。そして、3,000円を頂くのに、家庭ではその1割の300円を民生委員さんのほうにお支払いしている状況であります。5,000円になるのか、6,000円になるのか今検討中ということですが、これはいつの時点で、4月から、来年度からの実現は難しいんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 新年度からとも考えておりましたが、現段階で財源的にちょっと厳しい状況もありますので。ただ、来年度ではなくて、できれば今年度中にその財源確保等が担保されれば、なるべく早い段階から実施をさせていただきたいと。遅くとも9月頃から、9月、10月頃からやればなとも思っております。いずれにしても、その辺の財政状況等も予算編成の中で検討させていただきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） ぜひともお願いしたいんですけれども、今、物価高、物価高ということで、おしめも今まで2個のが1個という状況でありますので、町長、これ、ただ支援策というわけではなく、物価高も考慮して、早めの対応をよろしくお願いしたいと思っております。

それで、おしめを頂く審査段階で、認知症でなければいけないというのがあるんですね。それで、私、民生委員していたときに、九十一、二歳でない、もう5近くのおばあちゃんなんだけれども、しっかりはしています。ただ、やっぱり足腰が弱くなって、トイレに間に合わなくて粗相をしてしまうという御家庭がありました。そういう方が申請したんですけれども、おばあちゃんしっかりしていらして、結局、亡くなるまでおしめ券をもらわないで、とても立派だったといえれば立派なんですけれども、家族にとってはいつまでも頭しっかりなのはいいんですけれども、やっぱり高齢化には、90過ぎたら、おしめ券欲しいと言ったらあげるような、そういう決まりというか、何ていうんですかね、少しその縛りを緩くしては、いただくようなことは、町長、考えていただけませんか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 縛り緩くするだけではなくて、いずれにしても、総合的に何が、本当に困っているのか、何が必要されているかというのは、おのおの違うと思うんです。今お話ししているおむつ券だけではないんですよね、実際。私、おやじもおふくろも介護を経験しているから、いろいろ感じてきているんですけれども。だから、そこだけではないので、いろいろな形で、どここの部分で困っているか、こういう症状、同じ要介護3・4でも症状全然違いますので、その辺でどこが一番必要としているのか、行政に求めるのはどこが一番なのかという、そういったこともおのおのなんで、その辺も判断をしながら、そして、ある程度の公平性も保たなければなりませんので、その辺で判断

してまいりたいと思います。ただ、実施については、する方向は、なるべく早い段階にさせていただきたいということだけはお約束させていただきます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 先ほど町長から5,000円か6,000円というお話がちょっと出たと思うんですけれども、例えばですよ、介護用品券、購入費用として3,000円、あと、おじいちゃん、おばあちゃんの栄養費と称して、食費の負担、何ですか、牛乳でも買ってもらう、ヨーグルトでも買えるという町の商店で使える商品券を3,000円にするとか、そういった、どっちにでも使える、おしめでも使えるけれども、そういう栄養費としても使える、そういった、どうせ6,000円にさせていただくならば、そっちのほうがありがたいという方もいらっしゃると思うんですね。町長、ぜひとも御検討願いたいんですが。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 併せて検討させていただきます。ありがとうございます。御提言ありがとうございます。これからもいろいろな気づきあったら、遠慮なく町側に御提案いただければと思います。よろしく願います。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） それでは、町では本当に高齢者に対して、手厚く安心して暮らせるような、できるように、いろいろやっただいているんですけれども、あんしん見守りネットワーク事業、これの内容について詳しくお伺いしたいんですけれども。よろしく願います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

あんしん見守りネットワーク事業につきましては、高齢者世帯、特に独居の方がお一人で住んでいて、御家族が常に見れないような状況の方について、何でしょう、感知する機械とかをつけて、トイレに1回も行っていないとか、今日は台所のほうに行かないねとか、そういうときにセンサーが働いて通報するシステムを入れるようなものになってございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 高齢者の独居ということで、先ほど和夫議員がおっしゃっていたんですけれども、日本郵政で空き家対策を見て歩くという、

何かそういう取組もしていただくということで、大郷町も、空き家対策のみならず、独り暮らし、独居家族、郵便受けから郵便なくなっているなどか、そういったものを、郵便局とネットワークを組んで報告していただくというような取組などは考えていないのでしょうか。実際やっているのかもしれないけれども、お伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

すみません、以前の記憶で申し訳ないんですが、河北新報社さんの新聞配達とか、あと郵便局さんも、たしか配達のとときに何か異常を、郵便物いっぱいになっているよとかというのあれば、たしか報告いただくというような協定等を結んでいたような気がいたします。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 大郷町は、今現在それを結んでいるということですよ。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） すみません、ちょっとうろ覚えなので、ちょっと確認しないとはいけないんですが、たしかあったような気がしております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） では、後で教えていただきたいです。

あと、この中になかったんですけれども、2年くらい前からかな、高齢者シェルター制度を大郷町でもやっていますよね。その利用件数などについてお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） すみません、ちょっと今現在資料を持ち合わせておりませんので、後で御報告させていただきます。

議長（石垣正博君） いいですか。鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） ちょっとシェルターの期間については、お伺いしていいのでしょうか。いいですか。安心安全なこと。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） すみません、シェルターのことですか。シェルターにつきまして、今ちょっと手元に資料ございませんので、後で御報告させていただきます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 大郷町は、社会福祉協議会さんなどと協力して、保健福祉課の方も、高齢者に対して手厚く支えてくれているのを目の当たりにはしているんですけども、今後、人材不足などの対応に、これから起こり得るかなと思うんですけども、その点について、何か余計、保健福祉課さんで、何ていうんですか、そういう資格を持った方が役場に入ってくるとか、そういうのに力を入れていく考えはあるんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

人材の関係につきましては、私は何ともいえないところですが、これから、やっぱり確かに高齢化進んでおりますので、どんどん高齢者の対応必要になってくるのは分かっております。そのためには、町でできることも限られてきておりますので、今後は地域住民の皆様の力をお借りするというのが必要になってくるのかなと考えておりますので、その辺の地域のネットワークとかを、ちょっといろいろ考えていかなければいけないなというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） （3）の町営学習塾について伺います。

先ほど金須議員も質問していたんですけども、夏期・冬期講習の指導者とはということで、何か学校教育ではやらない、どなたが担うのかというとき、何か学習塾関係みたいな回答があったと今記憶しているんですけども、夏と冬やる学習塾というか勉強会の費用は有料にすべきなのか、無料なのか、町の負担なのか、どう考えているのかお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

今のところ、まだ財源的にめどが立っておりません。近隣でやっているところでは、ふるさと納税などを財源としてやっているところがございます。有料であったり、無料であったりといったところもありますが、アンケート調査で、実際保護者の負担なども調査した上で検討していきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 大郷町は、夏に限っては、しばらく前から宮城教育大学

行ってもらえる方、あるいは、学習塾に行きたくてもですよ、行けない状況の家庭の方もおられる、これも事実であります。そういった方を救うべく、だから授業の補完するような内容じゃなくて、やはり中学生ぐらいになった場合には、受験ということを前提とした、そういった学習塾の必要性がある。その誰でも必要なとき受けられる、町民が等しくそういうものを受講できるような体制へしていくのが行政の仕事かなと思っておりますし、実際そのように、他の自治体で、やっておられる自治体もおられますので、そういった自治体を参考にしながら、検討というか、今やっている段階でありますので、できるならば、今年の夏頃から実施できればとは思っておりますので、そのような内容でいくということを御理解いただきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） では、町長の施政方針にありましたが、個別最適な学びのためにA I型ドリル教材を導入し一人一人の理解度に合わせた学習授業を行うとありましたが、これは新年度からの導入ということですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

令和8年度予算に計上してございます。お認めいただければ、令和8年度から導入して実施したいと思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） ちょっと今どきのもの、ちょっと疎くて分かんないんですけれども、A Iドリルとは、一人一人の学習能力に合った問題が次から次へと出てくるようなドリルなんですか。どういったものなのか、詳しく教えていただければ。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

問題を間違った場合とかには、過去にそういった傾向があるとかといったところの問題を特に出題していくとかですとか、あとは、生徒の状況に応じて、応用的な問題にステップアップしていったりとかといった、児童生徒それぞれに合った出題的なところがございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 例えばですよ、勉強嫌いの子が、ドリルやってと言っても、もしかしたら追いつかないかもしれない。これ学校として強要するものではないんですよね。やりたい子だけどんどん進んでいけとい

う感じなんですか。

議長（石垣正博君） ごめんなさい、ちょっと通告からずれていますので、改めて後でお願いします。

鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） じゃあ、これはA Iとか機械でなくて、実際、今年成人式を迎えたお子さんのお母さんが、息子さんが中学校のとき、こういったことがあって成績伸びたんだよというお話を聞いたことがあります。うちの息子、理科だけは得意だった。学校の先生が廊下に1日1問のテストで、それを毎日1枚ずつ違った問題が出てきて、それをやることによって、理科の成績上がって、理科は得意なんだ、得意だったんだという話を聞きました。A Iもいいですけども、そういったちょっとした小さい紙で、今日はこれをみんなで解いてみようとか、そういったことを学校の先生にお願いして、中間テスト、期末テストでなくて、1日1問のテストを行うような学校の取組を校長先生にお願いすることはできませんか、教育長。

議長（石垣正博君） 鈴木議員、やっぱり通告が学習塾についてということなので。後でお願いします。

7番（鈴木恵子君） 大綱2に行きます。文化会館等を生かした地域活性化策についてお伺いします。

年間97日利用されていますが、1日当たりにすると40人。先ほど和夫議員も言っていましたけれども、これは延べ人数ですね。それで、文化会館として、年間の収益はいかほどなのでしょう。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

令和6年度の実績でございますけれども、約23万円の使用料としての収入がございました。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 利用されている団体というんですか、これは町の団体なのでしょう。例えばダンスの方とか。こういった団体の方が利用しているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

現在は文化協会に加入している団体のほうで、約3団体ですけれども、御利用いただいているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） では、97日のうちに3団体が、月に1回、2回とかって活動しているという計算なんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

3,900人の内訳という部分になるかと思うんですけども、文化協会に加入している団体ほか、そのほかに町内の企業様であったりとか、町で使用したりとか、そのほかにはプレゼン、会社で安全大会とかプレゼンの大会がございます皆様で御利用いただいているものでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） じゃあ（2）に行きますが、公演誘致などの営業もなさっていないということなんですけれども、私的には、この380席というのを、とっても魅力のある数のように感じられるんですが、今後もういった営業、例えば、漫談の方とか、ちょっとした演歌歌手さんとか、そういうところに、こういうところありますよとか、町としては営業はなさらないということなんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

先ほど漫談というようなお話もございましたけれども、私も公民館事業等に関しまして、自分でDIY的な事業をやって、いろいろやられてはいるんですけども、鑑賞という部分で何かないなと思っていたところございまして、令和8年度の事業で、公民館として、寄席をやったり、ギターのコンサートなどをやる予定で、今調整をしているところでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 私の記憶が正しいかどうか分からないんですけども、できてすぐだったのかしらね、文化会館に昔の昭和のフォークソングの歌手の方が来て、隣のお嫁さんたちなんかと見に行ったという記憶があります。

それで、ずっと私としては、交流人口の拡大や、主に高齢者への施策、あと地域経済の活性化を結びつけるために、この文化会館を利用

できないかと私は考えております。大郷町は、宮城県のへそに位置して、大和インターからも車で15分、そして、日本三景松島の隣町であります。例えば、ちょっと笑わないで聞いてくださいね。例えば、昭和歌謡コンサートなど、高齢者層に支持の高い興行団体などを誘致するなど、本町で昼のコンサートや、あと本町で秋によく行われているお弁当まつり、これも人気のイベントですよ、を連動したイベントを開催し、結局、宿泊はどうぞ松島さんへ、でも帰りは大郷町の道の駅というコースを、連携型取組でやっていく可能性はないのかなとちょっと考えるんですけれども。町のほうとして、さっき、ちょっとね、興行団体に提案するということは、一時的かもしれないけれども、一つの大郷町の名前が有名になるし、企業誘致、来ていただくというだけで企業誘致とはいえないかもしれないけれども、何かの起爆剤になると考えているんですけれども、課長の見解というか、何か。先ほども何か歌がどうのって言っていたんですけれども、お考え、何かないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

歌謡ショーとかの誘致というようなお話などを今いただいたわけですが、貴重な御意見いただきまして、本当にありがとうございます。

まず、他市町村の事例などを紹介させていただきますと、いつもテレビに映られているような方のショーを開催するに当たりまして、大体500万円から700万円ぐらいはかかるということでございます。380席の部分ですと、1人例えば1万円としても、380万円ということで、なかなか黒字にはならないような状況ですけれども、町民の文化の向上であったりとか、そういった部分をするには必要なことなのかなというふうに考えてはいるところでございますけれども、何せ私たちも、そういった実際に民間を誘致してやるという実績がございませんので、今後そういったことも含めていろいろ検討する必要はあるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 文化会館は、多分お年寄りにとっては、ドア・ツー・ドアで入れる会館、例えば、まほろばホールもどちらかといったらそれに近いかもしれないですけれども、利府のグランディに行っても、県

民会館に行っても、サンプラザなんかに行っても、かなり歩かなきゃいけない。でも、お年寄りにとっては、文化会館は、車あそこにさえ入れていただければ、ドア・ツー・ドアの会館。これから、私、若い方向けのまちづくりももちろん大事だと思うんですけども、これから30年は、私たち世代なんですけれども、生きているか分かんないけれども、その人たちが楽しむための場所づくりを大郷町が担って行って、交流人口を増やしていく、そういうことを大郷町には、私はできる力があると信じているんですけども、町長、いかがでしょうか。何かお弁当祭りとかと歌と何で、あとお泊まりは松島、そういった大郷町を知ってもらおう取組、助成金出してでも、会場費安くしてでも来てもらうような興行団体があれば、一度お試ししてやっていくような気持ちはありませんか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 建設的な意見というか、非常にいいんですけども、たまたま文化会館、先ほど課長答弁したとおり席数が少ないです。恐らくテレビとかに映る一流というか、そういった方々の公演であると、恐らく採算合わないので。大体にして、まほろばホールもそうですけれども、そういう歌手の方は、1回ではなくて、2回公演やっていきます、だから。うちの文化会館であると、果たして2回でも元取れないようなアーティストというか歌手なんかもいると思いますが。ただ、もう少し安価にできる、そういった歌手のみならず文化人とか、そういった方々の講演とか、そういったものは機会を捉えて、やはり町民の方に広く提供する場面というか、そういった場所もあるということなので、文化会館でできることをやればいいのかなど。恐らくNHKののど自慢も、なかなかあそこでは難しいと思います。フラップ大郷になると思います。そういった大人数を寄せるショーとか、イベントということになると。

いずれにしても、そういうものも、来れば、来ていただければ、町の活性化に、議員指摘のとおりなると、つながると思っておりますので、何らかの新しい方策で、あるいは今の文化会館でできる内容、あるいはフラップなり、あるいは屋外も含んで、いろいろなイベント等をやっぴり実施していくべきだと思いますので、その辺含んで、いろいろ可能な部分から検討させていただきたいと思います。御提案ありがとうございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） （3）未活用は、縁の郷の件なんですけれども、昨年引き続き応募者がいなかった。1月19日から2月10日まで募集しましたが、これはホームページ上だけですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

基本的にはホームページで告知させていただきましたけれども、今まで正式に募集を開始する前に、御提案や御相談をいただいた事業者様いらっしゃいましたので、そういった方々には直接お声がけはさせていただきました。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 募集していなかったら、期間は、通年通してはできないんでしょうか。募集期間というのは。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

今御質問いただいたのは、通年を通しての指定管理者の公募というようなところだと思いますけれども、町長の答弁でもございましたけれども、2回続けて公募した結果、応募者がなかったというところから、現在のやり方を、いつまでやったところで、このまま続けてやったところで、同じような結果というふうなことが、おそれとして考えられるところがございます。したがって、ちょっとこれまでとは異なるやり方というところを、異なる発想を持って、どういったところで施設を有効的に活用することができるかというのを、改めて発想の転換も含めて考えていかなければならないかなと思っているところがございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） ありがとうございます。

大綱3、裁判についてお伺いします。今回の判決終了後、事務局は選挙管理委員会に対し、どのような形で報告を行ったのか伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

今回の判決の結果を、実際、有効から無効になった数が今回12となつてございましたので、その旨を報告したものでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 数のことだけでの報告で終わったということではないんで

すか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） そのとおりでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 数だったら、新聞見れば分かりますよね。裁判の証人尋問の、3日間ありましたけれども、選挙管理委員長さんなんかもいらしていなかったみたいなんですけれども、なぜ選管の委員長さんは、こういった場面でも現れないんでしょうか。それは、町でお願いしていないということ、こういったあれでそうなっているんでしょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 私は大郷町の総務課長でありますし、大郷町選挙管理委員会の書記長という立場でございますので、私がお話の内容でお話をさせていただいたところでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 今日、委員長さんいらっしゃるのかなと思っていたんですけれども。当日のことは、選挙管理委員会として、議事録には残しているんですか。それは、書記長さんは知り得ないことなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 選挙管理委員会のですか。（「はい」の声あり）選挙管理委員会とすれば、その都度、議事録は起こしているところです。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 数のことだけ委員長さんたちや委員の方に知らせたということで、判決文の内容なんかもお目通しはいただけていないということなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 判決内容につきましては、選挙管理委員会の委員の皆さんには、写しをお渡ししてございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 今日は委員長さんの御出席はないということなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今日の鈴木恵子議員の御質問ですが、これまでの経緯を住民の皆さんに報告すべきという御質問でございますので、これにつきましては、町側の考えということでの認識でございますので、

委員長の出席は、今日はしてございません。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） では、広報で報告予定とのことですが、内容と、その分量と、町と選管の連名での報告書というか、そういうものになるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

これにつきましては、来月号の広報発行時にということでございますので、今精査しているところでございますので、どこまで、どの程度掲載するかにつきましても、今検討中でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） じゃあ連名になるかどうか、今はまだ分からない、答えられないということですね。

最後に、町として、署名審査の妥当性について、今後検証する考えはありますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今回の件ですか。

7番（鈴木恵子君） いいですか。じゃあ署名簿は、あちらのお二方には、もうお返ししたということなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） まだお返ししてございません。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） しつこいと言われるかもしれないけれども、今後のためにも、今後こういうことないとは思いますが、検証すべきだと思いたすけれども、書記長としての考えを伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今回、判決を受けまして、何が不備だったのかということも、次の方で、別の方の質問で答弁する予定としてございますが、町としてしっかり審査をした中で、実施してきた上で、選管として実施してきたわけでございますが、最終的にいろいろな承認等が出てきた中で、ああいう判決が出たわけでございますので、その内容を重くは受け止めてはおります。

議長（石垣正博君） よろしいですか。静粛に、静粛にしてください。

これで鈴木恵子議員の一般質問を終わります。

次に、5番赤間則幸議員。失礼しました。則幸議員、ちょっと休憩に

入ります。

ここで10分間休憩したいと思います。

午 後 3時26分 休 憩

午 後 3時36分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで保健福祉課長より、先ほどの鈴木恵子議員のシェルターの説明、このことについて説明をお願いしたいと思います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） 先ほど質問のありました高齢者シェルター事業につきまして、制度的なものにつきましては、家族等から虐待を受けている高齢者、自宅で生活が困難な身寄りのない認知症高齢者等、緊急対応が必要な場合の方を一時的に保護するというもの内容になっています。

利用の実績につきましては、令和4年度で1名、令和5年度で2名、あとは利用ないという状況になっております。

以上です。

議長（石垣正博君） よろしいですか。

次に、5番赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） 通告順位5番、赤間則幸、通告に従って一般質問させていただきます。

賑わいのある町へ。

1月27日、粕川コミュニティセンターにおいて、地権者の方々との意見交換会が開催され、町長の意向が示されました。圃場整備をすることになりました。新たに60ヘクタールを組み込む整備事業をするための説明をいただきましたが、この事業を進めていくにはかなりハードルが高いと思われます。町としてどのように進め、にぎわいのある町へ変えることができるのか伺います。

（1）年度末までに、地権者の圃場整備事業への同意を得て、前にこの事業を進めることが可能なのか伺います。

（2）圃場整備事業が困難となった場合、どのような対策を講じていくのか、それとも、事業用地としての活用方法を考えていくのかを伺います。

大綱の2番、クラブ活動の移行による、地域への負担は。

中学校のクラブ活動が地域に移行されることにより、教員の働き方が改善され、教員の負担が減る反面、地域の負担が増えていくと思いま

すが、町としての対応はどのように考えているのか伺います。

(1) 地域移行によって指導者人材の確保をするのが大変だと思いますが、どのようにしていくのか伺います。

(2) 保護者の方々の費用負担が増えていくと思いますが、町としての具体的なサポート体制をどのように考えるのか伺います。

(3) 具体的な移行スケジュールや補助制度についてはどのようになっているのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。初めに、町長。

町長（石川良彦君） 赤間則幸議員の大綱1つ目、賑わいのある町への御質問に答弁をいたします。

(1) の圃場整備事業を前に進めることにつきましては、昨年12月24日の第3回事業経過説明会での御意見を踏まえ、鶴田川沿岸土地改良区と相談した上で、県営前川地区圃場整備事業へ編入する方針を決定をいたしました。2月27日、28日に地権者等を対象といたしました説明会を開催したところでございます。

現在、その意向を確認しております。年度内には取りまとめる予定としております。

S S P構想予定地60ヘクタールの農地に関わる全ての皆様が圃場整備への編入を希望される結果となった場合につきましては、宮城県において編入に向けての内部協議を開始すると伺っております。

(2) の圃場整備事業への編入が困難になった場合につきましては、地域の皆様と引き続き協議をしていかなければいけないと考えております。

事業用地としての活用方法については、当該地域が農振農用地であり、かつ、農地転用の手続をしてまで地域経済を牽引する企業が現時点ではない状況下にあるため、難しいと考えております。

次に、大綱2番目については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（石垣正博君） 次に、答弁願います。教育長。

教育長（関一男君） 次に、大綱2つ目、クラブ活動の移行による、地域の負担はの御質問に答弁いたします。

(1) の指導者人材の確保につきましては、本事業を展開する上で大きな課題であると認識しております。

そのため、本町といたしまして、昨年7月に大郷町部活動地域展開推進協議会を設置し、指導者の確保・運営方法の在り方・各種団体との

調整等に取り組んでおります。

また、宮城県では、適正な人材確保ができるよう「みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンク」を立ち上げており、「教えたい人」と「指導者を探している団体」とのマッチングを図るための体制を構築していると聞いております。県と町が連携し、将来にわたり、子供たちが文化、芸術、スポーツに継続して親しむことができるよう努めてまいります。

(2)の保護者の費用負担と町のサポートにつきましては、これまで、部活動は教育の一環として、教育課程との関連が図られ運営されてきました。今後は、学校単位に限らず、地域の社会教育活動として事業を展開することになります。また、活動するための費用や指導者への謝金等につきましても、保護者への負担が伴うケースがあることを認識しております。

本町におきましては、令和8年度を休日における中学校部活動の地域展開検討期間とし、様々な視点から費用負担やサポート等について検討を重ねてまいります。

(3)の移行スケジュールや補助制度につきましては、現在の予定として、令和8年度から令和10年度の3年間を地域展開改革推進期間とし、令和8年度を検討期間、令和9年度を試行期間、令和10年度を展開期間と位置づけ、令和10年度中には中学校で土曜日・日曜日に部活動を行わないことを目標にしております。

なお、今後の事業展開に当たり、指導者を確保するための予算等について、現在のところ国などの補助制度はございません。

今後、国県の動向を注視しながら、財源の確保ができるよう情報の収集に努めてまいります。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） まず大綱1番の(1)について再質問させていただきます。多少前にお話しした鈴木安則議員とちょっとかぶるところがあると思いますが、お許し願いたいと思います。

まずこの圃場整備に、去年の12月24日ですか、町長の意向が示され、圃場整備にかじを切ったという説明を受けました。それで、1月にも説明会ですか、それで、2月の27も、コミュニティセンターであった圃場整備の説明会というのは聞きに行ったんですが、その中で、結構ハードルが高いかなという認識をしました。ということは、3つほどあったんですが、その中で、一番は今年度中に地権者の、60ヘクター

ルのね、地権者の同意をまず得るということが第一の最低条件ということがありました。そういう中で、もう3月入りしましたので、日数的にはもうかなり進んでおります。そういった中で、本当に年度末までに地権者の同意を取ることができて、この事業を本当に前に進めることが可能なんでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたが、2月27日・28日に、御説明申し上げながら意向確認書を皆様にお配りしています。出席者については、75名に御案内したところ、約半分の方の出席をいただいております。その中で、その場でもう意向が固まっている方については、7割ぐらいだったと思うんですけども、置いていかれた方、います。今現在、返信用封筒で返される方、役場に返していただく方はおりません。

残りの半分の方、欠席された方につきましては、金、土と説明会しましたので、月曜日に、まずは欠席者に対してどのようにコンタクトしていくかということで、役場内で相談していました。

説明会、2月27日、28日の説明会の中で、地域の方であったり、それから法人の方、代表の方であったりという方から、我々も協力するからというお話もいただいた中で、月曜日に、なお、さらに役場に来ていただいたそういった方々に、協力するというお話もいただきましたので、そういった方々に協力を仰いでいる部分もございます。

なお、町外の方につきましては、お電話で説明もしながら、お会いしたいというお話をしましたが、まずは、意向は分かりましたということで、資料のほう送ってくださいということですので、町外の方については、もう郵送は終わっております。

ですので、今のところ、欠席された半数の方につきましては、一定のコンタクトを取り始めているというところになっております。

役場としては、年度内、3月、持ち帰った方については3月13日まで農林振興課に提出をお願いしています。その上で、来ない方につきましては、その後、コンタクトを取りながら、早い段階で75名全員からの意向確認書を取りまとめたいというふうに思っています。

以上です。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） ありがとうございます。

今やっている説明というか、それは分かったんですが、もし年度内に同意得られなかった場合には、どうなるんですか。その辺をちょっと聞きたいんですが。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

まずは、その意向確認書を75名分全て集めるというのが、第一優先になります。その上で、条件となっている全員からの希望というのはどうなるかというところになります。県のほうからは、皆様のという話で今承っておりますので、まずは、結果を見てからでないというところがございます。ですので、まずその結果を見ながら、その辺どういうふうに対応していくか、もしくは、どう県に相談申し上げていくかという対応になるかと思えます。

以上です。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） 今結果を集計して、その結果を見ないと分からないという話なんですけど、説明会で聞いたときには、必ず年度内に、県からの要望として、同意が得ることができないと駄目ですよと。もし取れなくて駄目となった場合には、この事業自体は進めることができないんでないかなという、私は認識でいたんですが、その辺はどうなんです。この事業を進めてほしいという方もいらっしゃると思えますし、中には、また違う考えの方もいるとは思いますが、その辺もし取れなかった場合ですね。取れなかった場合に、これはもうできなくて、60ヘクタールがそのままになってしまうのか。そこがちょっと心配しているところなんですけど、その辺どうなんでしょうか。ちょっと詳しく。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

県のほうから言われている条件としまして、やはり全員から、全員の意向がそちらに向いた場合ということでお伺いしていますけれども、もしその同意が100にならない、もしくは100からかなり、100%からかなり遠い状態ということになりますと、圃場整備に再編入するのは難しくなってくる可能性が高くなります。そのときに、可能性としてあるのは、やはりそのまま、今のままの圃場状態になるか、もしくは畦畔を取り外すとか、暗渠排水をするとか、そういった条件整備事業を取り入れるかというところもございます。そうなったときにつき

ましては、地域の方々と引き続き様々な協議を重ねていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） 今課長さん述べられたように、もしその同意が得られなかった、今ある既存の60ヘクタールを、畦畔外しとか、その辺で造り替えるというかね、大きな田んぼにはできないとなった場合に、地権者の負担というのは多分出てくるのかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。圃場整備事業、何か補助金は、使えるあれはあるんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

もしできなかった場合というところになると、今のまま、そのまま残すということになれば、当然そういった新たな出費はなくなる、ない状態にはなるかと思えます。今の田んぼのまま、地権者の皆様、地域の皆様が、何もしなくていい、今のままでいいというのであれば、そういった事業的な負担は生じないかなとは思っております。

もし条件整備事業と言われるメニューを活用する場合については、今2メニュー実はあるんですけれども、どちらも同じような補助割合になっていまして、定率と定額とあるんですけれども、基本的には定額助成かなというふうに見ています。定額助成については、畦畔を取り外す、それから暗渠排水をするというのは、国から定額での助成が来ます。その中身といいますか、その内容で収まる状態で、地域が実施すれば、基本的には地元負担はないんですけれども、それ以上のものを求めた工事となれば、地元負担が出てくるというような設計でございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） とすれば、やはりみんなの同意を得て、やっぱり進めていったほうが、一番得策ということになるんですかね。そういう中で、結局、一応60ヘクタール外して、300ですか、もう決まっている分、それは、令和8年度中にも設計というか、そういうのが始まっていくというのは聞いていたんですが、それに組み込んでいきますよね。もし同意が得られれば、60ヘクタールね。そういういった場合に、結局進むということを仮定にした場合に、全部事業が完了するま

での期間というのは、大体どのぐらいかかるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えさせていただきます。

この前川地区の圃場整備事業につきましては、今のところ県としては、様々な換地原案だとか、そういったものをきちっと提出されれば、令和9年度着工ということで、県としては進めていく予定となっております。

工事期間につきましては、一応10年というふうには言われておりますが、工事が始まりますと、毎年度、工事費が予算として幾らつくかによつての割り算になりますので、10年と今なっておりますけれども、予算がつかなければ、面的な工事が進みませんので、工事期間としては延びていくというふうになります。今のところ、ちょっとそこまでしかお答えできません。申し訳ございません。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） そうしますと、そうですね、この事業を進めていく上で、ある程度の期間を要しながら進めていくことにはなると思うんですが、その間に、やはりこれ以外に、粕川地区ににぎわいをもたらす事業といいますか、これは補助事業なので、にぎわいをもたらすことはできないと思うんですが、その辺、今かわまちもちょっと進んでいますが、ちょっとその辺、そういう事業、にぎわいをもたらす、粕川地区にもたらす事業というのは、どのようにお考えでしょうか。ちょっとずれますけれども、よろしいですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進技監。櫛濱技監お願いします。

復興推進技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今、粕川地区でにぎわいを生み出す事業といたしましては、かわまちづくり事業というのを進めておりまして、今、委託業務の中で、利用者ニーズ調査ですとか、あと事業者ニーズ調査というのを進めさせていただきながら、どのようなにぎわいが生み出せるかというところを詰めているところでございますので、そちらのほうの検討を進めながら、今後、かわまちづくり事業のほうを進めていきたいというふうを考えているところでございます。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） ありがとうございます。

それでは、大綱2番のほうに移りたいと思います。

クラブ活動の移行についてなんですが、今答弁いただきました。これ

から中学校での部活動が土日ですか、土日に、平日もですか、だんだん地域に移行されていくという中で、町では段階的に、3年ぐらい見ながら進めていくというお話だったんですけれども、そういう中で、昨年7月にですか、部活動の地域推進協議会を設置したとありますが、そういう中で、指導者の確保とか、いろいろあるとは思いますが、具体的内容ですか、どのようになっているのか教えていただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

人材確保の具体的な協議というのは、まだされていないところなんですけれども、協議会の設置に当たりまして、協議会の目的というものもあります。それで、1つ目としまして、地域展開に係る仕組みづくり、2つ目として、運営方法に関する事、3つ目として、生徒、保護者、教員等への調査に関する事などを目的にして、協議会のほうは立ち上げているところでございます。

なお、構成人数とかにつきましては、現在は9名で、体育協会の代表さんだったり、スポーツ団体の代表さん、PTAの代表、文化協会の代表、小中学校の校長先生などにメンバーに入らせていただきまして、今現在、協議会のほうを立ち上げているというような状況になっております。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） そうした場合に、完全に部活動というのは、学校ではやらなくなるという認識でよろしいんですか。もう全部地域のほうに移行してしまうと、3年後には、そういった認識でよろしいんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

私も、ちょっとこの間説明会を受けまして、えっと思ったんですけれども、休日、土日の部活動のイメージなんですけれども、私たちの昭和世代は、学校の一環として、強制的に部活動のほうをやって、勝利を目指していたものでやっていたと思うんですけれども、この令和の時代は、土日は習い事の一部として、やる人はやる、やらない人はやらないというような選択ができるようなイメージが、一番近いイメージなのかなと思ってございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） そうしますと、そういうクラブ活動に、入る子供もいれば、もう授業が終わったら、家にすぐ帰ってしまうと。帰って、家で勉強するというお子さんたちが増えていくと思うんですが、実際、家に早い時間帰って、勉強するお子さん何人いるかというのもちよっと分からないんですけれども、そういう中で、何ていいですかね、やっぱり元気のいい子供たちが、ただ家に帰って、時間を持て余すんじゃないかということが、ちょっと心配なことは心配なんです。だから、反対に部活しなくて、しない人は帰るじゃなくて、もししない人は、時間、帰らなくてもいい人は、学校に残って自主的に勉強する教室とか与えたりとか、あと、空いている先生、先生の負担を軽減ということで、こういう施策が多分始まっているとは思いますが、そのサポートに、学校の先生たちが入ってやってあげるとか、そういうことはできるんですかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） 子供たちが部活動をしなくて、おうちに帰ると、勉強するというような部分につきましては、中学校なんですけれども、これまで、部活動につきましては、強制加入ということで活動していたところなんですけれども、令和8年度からは、任意加入に変更になるというようなことでございます。部活に入らないということですので、自分の時間として放課後を過ごす生徒もいるのではないかとこのように考えてございます。また、任意加入になることによりまして、多様な居場所の選択ができるということでございますので、やりたいことをやれると。また、休息等、心にゆとりができるということで、自分の時間を増やすことで創造性を養うとか、または、家庭でのコミュニケーションの時間が増えるというような、家庭で夕食を囲むなどの機会が増える可能性はあると思っております。

将来的には、いろいろ、早く帰ってしまうということなんですけれども、今、町ではジュニアリーダーとかもいませんので、そういう部活に行かない子供は、ジュニアリーダーなんかにも加入していただいて、様々な視点からいろいろな活動をしていただければなと思っております。

また、学校に残って自主的に勉強する子供につきましては、これから調整することにはなると思いますが、議員さんの御意見いただ

きましたので、そういったことも参考にしながら、協議会等で検討していければいいのかなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） 自主的に子供たちが自分の時間を使えるとなれば、いろいろな方面でやりたいことをやれるとか、習い事をするとか、いろいろなことができる、する気持ちのある子供は、いろいろそういうことをすると思うんですが、中には時間があるからと時間を持て余す人もいますので、そういったところをうまくフォローしてもらって、それが子供の安心安全につながっていくのかなと、私は思います。

それはそれで、その辺をきちっと町のほうでも見ていただいて、あと、地域移行になった場合になるんですけども、外部指導者、外部コーチですね。その辺のやっぱり指導なり話し合いは、きちっとしていただきたいと思います。というのは、やっぱり学校の先生と違って、やっぱりスポーツに燃えている人たち、結構多いと思うので、やっぱり勝負というかね、勝ちにこだわり。やっぱりそうすると、練習時間がちょっと長くなったりとか、そういうのが出てくると思うんです。過度な練習というかね。そうした場合に、そこは、もう学校では目の届かないところになるので。それも、結局早い時間にやるのか、夜練になるのか、そういうのも分かんないと思うんです。だから、その辺はやっぱりきちっとしないと、子供たちも、やっぱり疲れて、今度は勉強する気なくなったりとかね。そういうふうになると、今度学業の低下とか、そういうのにつながってくると思いますので、その辺は、やっぱりきちっと協議会のほうで話をさせていただいて、つなげていていただきたいと私は思いますが、その辺どうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

まず、学校の管理下から離れまして、地域の社会教育活動へと移行することになりますけれども、そういった安全管理につきましては、最優先事項であるというふうに考えてございます。

また、指導者の質につきましては、県が実施する予定で、指導者研修会を受講したり、研修修了証の活用なども、一つの親御さんたちには安心の材料になるのではないかなと考えてございます。

また、ハラスメント対策とか事故等の責任の所在、保険への加入などの運営ルールにつきましては、専門的な知見を取り入れながら、子供

たちが安心して活躍できる体制のほうを構築できるように、協議会などでも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） その辺はきちっとしていただけたらと思いますので、ある程度安心はしているんですが。

あと、地域移行した場合に、自分のしたいスポーツができない、外部コーチがいないとか、県でもいろいろなあれでは、その指導者を探したりはしてくれるとは思いますが、町として、今現在、考えたときに、何個ぐらいの指導者不足というか、競技とかによってあるんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

現在の大郷中学校の部活動なんですけれども、去年の4月時点なんですけれども、野球、サッカー、バレーボール、卓球、剣道、柔道、美術部、吹奏楽部、バスケットボールの9つの部がありますけれども、実際には、町として、スポーツ少年団に加入されている方などもいらっしゃると思いますので、そういった方々には、これから協議会を通すなどして、指導者、指導できないかということで協議はしてまいりたいと思うんですけれども、やはりほかの先行的な自治体でも言われているように、吹奏楽とか美術関係ですと、何か、なかなかちょっと指導者がいないんだというような情報を得ておりますので、そういった部分もいろいろ模索しながら、人材の確保に努めていければなというふうに考えてございます。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） そういった不足が生じてくるとは思いますが、そうなってくると、町内だけじゃなくて町外とか、そういうところで、そういうクラブとかに所属して、活動をしていくようになると思うんですが、そういった場合には、やっぱり親御さんの負担ですね、やっぱり送迎とか、そういうのもかなり出てくるとは思います。その辺をやっぱりきちっとフォローするというか、それは家庭でやってくださいと言えども、それも言えないでしょうから、ある程度その辺も町では見ますよとか、そういうのをしてもらえれば、なおさらよいのかなとは思いますが、その辺も見ていただきながら、子供たちが安心してそういうクラブ活動や、そういう勉強

等、いろいろそういうのに安心して取り組めるような環境づくりをよろしくお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君） 要望でいいですか。

答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

親の負担である送迎が増えるということでございますけれども、他市町村の事例、県北部の位置する自治体の事例などを参考にしますと、やはり地域クラブに参加する場合は、保護者の送迎によって通っているケースが多いというふうに聞いてございます。

本町といたしましても、対策を講ずる必要があることは認識しておりまして、例えば、地域クラブに展開しても、今まで利用していた学校施設を利用することができるようにするなどの工夫というのは、必要になってくるのかなというふうに考えてございます。

今後、ニーズ調査も実施いたしますので、そういったものを参考にしながら、協議会でいろいろ検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（石垣正博君） これで赤間則幸議員の一般質問を終わります。

ここで皆さんにお諮りしたいんですが、ここで本日の会議時間、議事日程の都合によってあらかじめ延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） なしということなので、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 通告順位6番、鎌田暁史でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

大綱1、町議会の解散請求署名について。

2月25日に、町議会の解散請求署名に関する決裁の一部取消しを求める訴訟の判決が出ました。裁判では、選管が有効と判定した署名の一部に違法な代筆による署名や筆跡が同じ署名があり、本来は無効であると原告は主張しておりました。また、有効署名数は有権者の3分の1を下回り、住民投票は成立しないことを訴えておりました。判決を受けての選管の見解について、以下、御確認いたします。

(1) 選管による一連の対応について、どこに問題があり、何が不十分だったと考えるか伺います。

(2) 選管としての反省点、今後の改善点は何か伺います。

(3) 裁判費用や被告側の弁護士費用の金額についてオープンにすべきとの声がございます。どのように対応するのか伺います。

大綱の2つ目は、施政方針における諸課題の取組について。

(1) 農業の振興について、「地域農業を支える担い手の育成、確保が急務」と述べられています。具体的にどのような取組を検討しているのか伺います。

(2) 上下水道事業について、経営戦略に基づいた財務体質の強化に向けた取組を進めると述べられております。取組の内容について具体的な説明を求めます。

(3) 施政方針では、本町の財政状況は極めて厳しく、事業の見直しや歳出を縮減しながら自主財源の確保に努めていく必要があると述べられております。見直しの対象とする事業や、歳出を縮減する事業について詳細な説明を求めます。

大綱の3番、町民の福祉向上について。

(1) エアコンの「スタンダードモデル」と呼ぶ低価格帯機種は、新省エネ基準を達成していないため2027年4月から製造販売ができなくなる可能性がございます。高価格のものばかりとなり、購入や買換えが困難となる人も出てくると思われれます。高齢者の熱中症発症を予防するため、自宅にエアコンのない高齢者世帯に対して、エアコンの購入及び設置に要する費用の助成制度が必要と考えますが、見解を伺います。

(2) 通園バスの運行ルートについて、利用者の家族から改善を求める声がございます。バス1台の運用となってから、バス停が隣の行政区に設定され、発車時間も早めに変更となり不便な状況が続いております。利便性の向上のために、運行ルートの改善など柔軟な対応が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。初めに、選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 鎌田暁史議員の大綱1つ目、町議会の解散請求署名についての御質問に答弁いたします。

(1)、(2)は関連がございますので、併せて答弁いたします。

選挙管理委員会としての反省点等につきましては、判決を受けて何が

不足していたのかを検証し、今後に活かしてまいります。

(3) は町長が答弁いたします。

議長 (石垣正博君) 次に答弁願います。町長。

町長 (石川良彦君) それでは、大綱1番目の(3)の裁判費用等をオープンにすべきにつきまして、答弁をさせていただきます。

現段階において費用が未確定でございますので、確定次第、議会のほうに報告をさせていただきたいと思っております。

次に、大綱2番目の施政方針における諸課題の取組についての御質問に答弁をいたします。

まず、(1)番目の地域農業の担い手の育成等につきましては、本町では、近年、親元就農や法人への雇用就農が増えております。その中で、地域農業を支える担い手の育成及び確保は、町内の方のみならず、法人へ雇用就農している町外の方も含めて必要と考えております。

本町といたしまして、町単独の補助事業の中で、法人の新規雇用促進事業や定住促進事業、個人については、経営継承支援事業、また、農業者のスキルアップのための免許取得支援事業など、様々なメニューを展開し、担い手の育成及び確保に努めております。

(2)の経営戦略に基づいた財務体質の強化に向けた取組につきましては、企業債借入額の圧縮、他工事と併せた布設替え工事の施工等による工事費削減、具体的な料金改定の検討を進めるための水道料金改定業務を予定しております。

また、補助事業を活用したウォーターPPP導入検討業務により、人手不足、施設の老朽化等の諸課題への民間ノウハウの導入について検討をいたします。

(3)の見直しの対象となる事業や歳出を縮減する事業につきましては、特定の事業を指すものではございません。各種事業について、必要性や効果を十分精査・検証し、廃止も含め徹底した見直しをするように予算編成方針等で指示しているところでございます。また、歳出の縮減も同様であり、職員一人一人が常に必要性やコスト意識といった経営の視点を持ち、各種事業を進めるように指示しております。

次に、大綱3つ目、町民の福祉向上についての御質問に答弁をいたします。

(1)の高齢者世帯のエアコン購入設置費助成につきましては、昨年、記録的猛暑が続きましたが、宮城県内の熱中症アラート発令は6

日で、特別警戒アラート発令はありませんでした。エアコンもテレビなどの生活家電の一つであり、生活必需品と認識をしております。

近隣自治体の制度内容や効果などを確認しつつ、本町においても導入の可能性を含め検討してまいります。また、気象状況などを注視しながら、クーリングシェルターの利用促進など健康確保の注意喚起を行ってまいります。

(2)の通園バスの運行ルートにつきましては、毎年、こども園と運行事業者、保護者が一体となり、より効率的な運行計画を作成し運行しているところでございます。

町はその事業費に対し補助を行っておりますので、今後も適切な運行の支援を行ってまいりたいと思っております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 大綱1の(1)と(2)につきまして、再質問を行います。

解散請求の署名に関する裁判で、仙台地裁は2月の25日に判決を出しました。12人分の署名が無効であるという認定を行いました。上告の期間というのは2週間以内となっておりますが、町としてはこの判決を受け入れるのかどうか、方針について答弁をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

今回の判決、ただいま鎌田議員がおっしゃったとおり、もう上告するとかは、1週間、3月11日が期限となっております。請求代表者のほうには、その旨を長お伝えをさせていただいた中で、その裏づけとなる資料等があるかどうかの、今確認をさせていただいているところでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 3月11日までに結論は出るという認識で合っていますでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） そのとおりでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 先ほどの鈴木恵子議員との質疑の中で、判決の文章を選挙管理委員の4名の方にコピーをお渡ししたという答弁がございました。その判決が出た後に、何回選挙管理委員会を開催したのか教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今回は裁判の結果を受けては、1回でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） その1回の管理委員会の際に、管理委員の方から何かコメントや感想、あるいは反省点など、そういった意見は出たのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今回の判決の結果でございますが、委員会から、委員の皆さんということによろしいですか。委員の皆さんから、それぞれ求められた部分がございますし、委員からの、具体的に我々委員会としてのいろいろな審査をしてきましたが、それについて、間違っていない、我々と審査の内容については、しっかりとしたというふうに認識はしてございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 委員会としてはしっかり審査をしたということなんですけれども、そうなりますと、今回の委員会による署名の審査に、全く落ち度はなかったということになるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 認識といたしましては、落ち度はなかったという認識してございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 今回の答弁に具体的な反省点等はなかったのですが、私が考えますと、3点ほど、やはりちょっと改善したほうがよい事象、事例がございまして、その点についてちょっと細かく伺っていきたいと思います。

まず1点目なんですけれども、署名簿の書式についてお伺いをしたいと思います。解散請求の際に署名集めが行われたのですが、その際の署名簿の書式ですね。フォーマットを、今回のものを採用するようになった経緯についてお伺いをしたいと思います。署名を集める側から、この書式を使いたいというふうに要望があったのか、あるいは、選挙管理委員会のほうが、この様式がありますよというふうに例示をしたのか、どのような対応だったのか教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 書式につきましては、町の選挙管理事務局のほうで様式を示したものでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 選管のほうで示したということなんですけれども、解散請求の署名は、原則として自署、つまり自分で自分の名前を書くことがルールとなっております。今回の様式を見ますと、右端のところに、代筆をした人の名前を書く欄がございました。つまり、本人の署名と代筆による署名というのを1枚で収集できるような書式となっていたのでございます。こうなりますと、代筆の署名というのは、集めやすくなっていたのではないかと考えます。本来の本人が書く署名簿と代筆専用の署名簿というふうに、様式を2種類用意すべきではなかったかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） そこまで選管というか、町の執行部としては考えてはございませんでした。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 直接請求制度を利用した署名集め等、いろいろ情報を見ますと、本人署名用と代筆署名用の様式を分けて進めるケースというののかなり見受けられますので、そうですね、今回のような再発を防止するためには、署名を分けると、ぜひ改善をしてほしいと思います。

それで、2つ目は、署名ルールの周知についてでございます。先ほど私が言ったとおり、原則として本人が自署するというのがルールとなっております。代筆をする際には、心身の故障等がある場合でなければなりません。つまり、指先とか腕のけが、そういったことによって、自分で名前を書くことが困難な場合というふうに限定をされております。選管としてこの署名ルールの説明については、どのような対応を行ったのか、答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 請求代表者のほうにですが、総務省で定めてございますルールにつきまして、お示しをさせていただきました。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 代表者に説明をしたということなんですけれども、説明は何回行ったのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 署名を、それぞれ2人の代表者がございましたので、それぞれ1枚ずつ配付をさせていただいて、その際に説明をさせ

ていただきました。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 選管が代表者に説明を行ったのは、1回で合っていますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 1回でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 署名の収集期間というのは、令和6年の12月の24日から1か月間だと思うんですけども、その間に、この署名のルールの説明というのを、繰り返し選管が行うことが可能だったと思いますが、そういった対応はなかったのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 先ほども申し上げましたが、請求代表者のほうにお伝えしてございますので、あと、そこから受任者の方にとどのようにお伝えしたかは我々は分かりませんが、請求代表者からしっかりと御説明されたという認識ではおりました。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 選管の方から、直接署名収集の受任者に対して説明することなども可能だったのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 先ほども申し上げましたが、請求代表者に我々はお伝えしてございますので、そこからしっかりお伝えしていただきたいという話は、一番初めの段階でお話をさせていただきました。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 署名簿の縦覧が行われたんですけども、我々議員、手分けをして1冊ずつその署名簿の内容を、確認をいたしました。ルールを守った受任者の方とルールを無視した受任者の方がいました。あと、ルールを知らなかったであろう受任者の方もいたと思います。つまり、受任者の方々によって対応がばらばらだったわけです。つまり、この署名のルールというのが、受任者の方に伝わってはいなかったと思います。全く浸透していなかったんですね。

選管として、この署名のルールというのを、周知についてしっかりサポートすべきだったと思うんですけども、見解をお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 同じ繰り返しになりますが、1回目のお話のときに、これはしっかり受任者の方にお伝えしてくださいねという話は、請求代表者のほうにはさせていただきました。先ほどお話ししましたが、総務省のホームページに載っている部分を印刷しまして、この旨はしっかりお伝えくださいということをお話しさせていただきました。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 選管は、去年の3月5日の選挙管理委員会で、有効署名数を2,135というふうに決定をいたしました。無効となった署名は375人分ございました。そのうち、代筆の要件を満たさない署名というのが130人分ありました。あと、同じ筆跡の署名というのが74人分ございました。これは選管が発表した証拠によるものです。やはりこういった数字を見ますと、選管による署名のルールのお知らせというのは、十分だったとはいえないと思います。これは、先ほど選管には落ち度はなかったというふうにおっしゃったんですけれども、これは明らかに選管の落ち度だと、誤りだと思いますが、認めますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 何度も同じことを申し上げますが、請求代表者の方にお話をさせてもらっていますので、誰が受任者なのか、我々は分かってございませんので、その請求代表者からしっかり伝えていただいたということで認識はしておりましたので、そこは落ち度ということではないと判断してございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 結果として無効な署名が204人分発生したというわけで、やはりこれは選管の落ち度以外の何物でもないというふうに私は思います。

あと、3つ目の確認なんですけれども、署名の判定方法ですね。これについてお伺いをいたします。選管が署名の判定を行った日というのは2回ございました。昨年2月12日ですね。この日には226人分の署名を無効というふうに判定を行っています。その次、昨年3月5日、これは、我々議員が異議申出を行って、その結果を鑑定した日だったんですけれども、そのときに149人分の署名を無効と判定をしております。選挙管理委員会の4人の委員の方々の、この署名審査の時間なんですけれども、大体どれぐらいの時間で審査をされたのでしょうか。

か。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 時間的にはおおむね3時間ほどだというふうに認識をしております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 3時間という御答弁でしたが、私ども、選挙管理委員会の会議録を、開示請求を行って入手をしております。それによりますと、2月の12日は2時間半でございました。3月5日は2時間で委員会が終了をしております。合計4時間半なんですけれども、署名の審査を行うには大変短い時間だと思います。十分な審査が4人の委員の方々の間で行われたとは思えませんが、これはどうなのでしょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 最終的には選挙管理委員の4人の皆さんに審査をしていただいたところでございますが、その前に、我々選管書記の段階で、20日間にわたって慎重な審査をさせていただいたところでございます。その結果を選挙管理委員会時にお示させて、有効、無効、無効が、有効から無効にした部分を主にですが、見ていただいたところでございます。それで、全てを見ていただいた中で審査を得たというふうに認識しております。

議長（石垣正博君） ここで10分ほど休憩したいと思います。

午後 4時37分 休憩

午後 4時47分 開議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） それでは、再質問を続けます。

選管が署名の審査を行ったのは、去年の2月の12日と3月5日の2回でございました。選挙管理委員長さんにちょっとお伺いしたいんですけども、そのときに4人の委員の方々はどのような審査を行ったのか、説明をお願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 事務局から提出されたものを確認したわけでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 事務局から提出されたものを確認したということなんですけれども、その内容が間違っているかどうかという確認は行いまし

たか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 確認、間違っているかどうかというの
も見ながら、それを確認したわけでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） どうやって間違っているかどうか、何か材料か何かないと
確認できないと思うんですけれども、何を見て確認したんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 署名簿の代筆字ですか、それを、事務
局が前もって調べたやつを、我々が再確認といいますか、それをして
いったわけでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 前もって事務局の方が、この方は有効だとか、この方は
無効だとか、何か付箋か何か貼ってあったと思うんですけれども、そ
れが本当に合っているかどうかというのは、どうやって確認されまし
たか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） そういう経験もございませんでしたけ
れども、自分なりに、4人で見た限り、これは同筆とか、違うとか、
本人の字だとかを確認しながら、時間を割いて確認したわけござい
ます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 委員の方4人いたと思うんですけれども、その4人で、
例えば、Aさんは、これは無効だなとか、いや有効だとか、Bさん
は、選管は、事務局は有効と言っているけれども無効じゃないとか、
そういった議論はあったのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） そういったことはございませんでし
た。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） そういった話合いはしなかった。つまり何も協議しない
でチェックしたということなんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） そうやって確認をいたしました。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君）　そうですね、委員会の中で協議がなかったということなんですけれども、裁判の審理の中でも、書記長がそういった証言をしておりました。こういう審査のやり方、それが妥当だったのかどうかというところが、私は疑問に思っております。つまり選管の事務局が行った署名審査の結果を、4人の委員の方々というのは、追認していたと思うんですね。つまり間違っているかどうかというのは、チェックしていなかったと思うんです。そのまま認めたんですね。最終的に認めない委員の方もおられましたけれども、おおむね他の3人の委員の方々は、そのまま認めたんです。何もチェックしてなかったんですよ。

議長（石垣正博君）　答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君）　いえ、チェックとか、先ほども言いましたけれども、慣れないものですから、そしてまた、先ほども言いましたとおり、2時間半強の時間で、その時間内でやったわけでございます。そういった確認をしながら、精いっぱい私たちはやったわけでございます。そしてまた、3人というか4人でございますので、4人みんなで確認をし合って結果を出したということでございます。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君）　4人結果を出したということなんですけれども、1名の方は、最終的には認めなかったんですね。そこはちょっと訂正してほしいと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君）　最終的にサインしたのは3名でございます。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君）　それで、委員長を含め4人の委員で事務局が判定したものをチェックしたということなんですけれども、チェックした結果、これは間違っているというふうに指摘したものはあったんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君）　それはございません。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君）　いろいろお聞きしたんですけれども、結局、選管の事務局が行った署名の審査結果が、真に合っているか誤っているかというのは、チェックできない体制だったと思うんですね。そういう進め方が続いていたと思うんですね。やっぱり役割分担をちょっと見直すべ

きだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） お答えいたします。

しっかりと確認をしながらということやってまいりたいと思いません。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 今後いろいろ反省点をまとめると思うんですけども、その際に、ぜひその点、考慮していただければと思います。

選管による署名のチェックにはむらがあったと思います。2月12日のチェックというのは、かなり厳しいチェックだったと私は思っております。無効になった署名の種類というのが19項目ありまして、それぞれ、例えば、選挙人名簿に載っているかどうかとか、代筆した人の生年月日が合っているかどうかとか、かなり厳しいチェックをしていたと思います。そういう厳しいチェックをしていた組織が、3月5日の署名のチェックになると、とても同じ組織がチェックしたとは思えない結果になっています。かなり甘いチェックだったんですね。同じ組織でチェックするのであれば、3月5日のチェックというのは、2月12日と同様大変厳しいチェックになっていたと思っております。その時点で署名の数というのは3分の1を割り込んでいたと思うんですけども、なぜか結果は3分の1を超えていたという結果が出ているんです。誰かの意向というのが影響していたのかなと思うんですけども、そういったことはあったんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） それはございません。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 署名の審査を進める中で、どうも3分の1を割り込みそうだというふうに、選挙管理委員のどなたかが気づいたと思うんです、私。なので、そのまま住民投票は成立しないという結果を出せばよかったんですけども、どうもそこでストップしてしまったんですね。何か恐れていたと思うんです。怖がっていた。なので、ためらったんですよ。3分の1割り込むという結果を出せなかったんですね。なぜでしょう。

議長（石垣正博君） 答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君） 先ほども言いましたけれども、しっかりと確認をしながら、委員会でやったわけでございます。それは私自

身、自信を持って答弁させていただきます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） そうですね、委員長、自信持っておられるのは大変よいことだと思っておりますけれども、事務局のほうの結果が間違っていたというのを、チェックできない体制だったんですね。その後、スポーツパーク構想について、町は推進する立場でございました。ちょうどこの署名でもめていたとき、町としては構想を推進するという立場でした。総務課の職員の方々が、選挙管理委員会の事務局も兼務しておられたんですね。なので、公平公正な署名の審査をするという中において、大変バランスが難しかったのかなというふうに私は思っております。公平公正な審査をやっているというふうに、直接職員の方から告げられたこともございますが、やはりスポーツパーク構想を推進する方向に引き寄せられていたのではないかというふうに感じております。つまり、無理やり3分の1ラインを超えるように、不正な審査を行っていったのが実態だったと私は思うんですけれども、書記長はどう考えますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） それについては全然ございません。我々選挙管理委員会、我々事務局といたしまして、公正中立な立場でしっかり審査をさせていただいて、たまたまその数字が3分の1を超えていたという結果でございまして、操作したのではないかという疑念をお持ちでございまして、それは全くございませんので、それはしっかりお伝えさせていただきます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 公平公正な審査を行った結果が、裁判所の判定で覆っているわけなんです。12人分の署名ですね。お二人は不幸にも署名後に亡くなられた方なんですけれども、10人分の署名については、代筆の要件を満たさないというふうに裁判所は明確に認定しております。つまり選管の判断は誤りだったんですね。幾ら、こう公平公正にやったとしても、結果はそうなっているんですね。誤りはやっぱりきちんと認めていただかないと困るんですけれども、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 2回目の審査の際、異議申出が出てきた際に我々も確認させてもらいました。それぞれ異議申出あって、一覧表で、その証明、最終的に裁判で判決結果出たわけございますが、その10名が無

効になったわけですが、それはいろいろな証明が出されたこと
によって、我々も分かったことであって、2回目の審査の段階で、
それは、我々は分かってございません。あの署名の中には、それがう
たっているわけではございませんので、そこまで我々は確認は取れてい
ません。ですので、無効になる理由がなければ、有効になってきます
ので、有効と判断をさせていただきました。それで、最終的に裁判で
いろいろ証人が出た中で、それを議論した中で、有効が無効に判決が
出たという内容だと私は思っております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 裁判の証拠にもちょっと私は疑問を持っております。選
管が出した証拠も、一部捏造の疑いがあると思っております。同一筆
跡が疑われた方々に対して、選管の事務局は聞き取り調査を行ったと
いうふうに言っているんですけども、実際に町民の方々が証言した
内容を聞きますと、誰もそういった調査には来ていませんというふう
に証言されているんですね。かなり選管が出した証拠の信憑性という
のは揺らいでいると思うのですが、その点自信はあるのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 我々は、確認取れる部分はしっかりと確認をさせて
いただきました。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） この点については、きっちり調査を行って報告をしてほ
しいと思います。かなり悪質だと私は思います。

では、(3)のほうに移るんですけども、今回、被告側、町側で弁
護士がお二人担当されました。2人目の弁護士を採用するようになった、
そういったことを進めたのは誰の意見によるものなのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 我々と顧問弁護士とお話しした際に、顧問弁護士と
合わせた中で毎度協議をさせていただいたところでございました。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 田中前町長がそういうふうに要望されたのではないでし
ょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） それはございません。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 弁護士の費用等について、精算中で、決まったら議会に報告をするという御答弁ですが、補正予算等検討されているのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 現在、顧問弁護士として、1年間で幾らかお支払いしていますが、今回裁判が急遽なったものでございますので、これ予備費を対応させていただいてございます。それで、まだ最終的に幾らということは決定してございませんので、今の現段階、一番初めは100日裁判だというお話だったわけでございますが、それが約1年間ぐらいかかってきたわけでございますので、その費用等がちょっとどれぐらいになるかというのは、まだ明確になってございませんので、その辺は決定次第お知らせをさせていただきます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 予備費を充てるという御答弁ですが、議会の議決は必要になるものなのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 当初は急ぎの段階だったものでございますので、これは予備費を対応させていただきました。今後もしそれが増額となれば、今回の会議中であれば、それはどのようにするか、また御相談をさせていただきます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 一連の対応について、今の質疑で落ち度があったとは認めないということなんですけれども、町民の方々から見ますと、こういった言わば不十分な調査によって、住民投票、結局不成立ということになると思うんですが、そういったことに町民の税金を使うことに対して納得がいかないという声も聞いておりますが、どのように感じておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今回我々も初めてのケースでございまして、町民の権利で、今回こういうふうなことが実際起きてきていました。それで、今回の裁判費用等につきまして、そういう町民の御意見もあると思いますし、2,510名の方々が署名をいただいたと、最終的には二千百幾らとなってくるわけでございますが、その方々の御意向もあるかと思えますし、費用がどれぐらいかというのは、ちょっと私も大変な血税を削った中で、税金を充てさせていただいているものでございます

ので、その辺につきましても、本当に今回の判決の結果を受けまして、本当に重く受け止めているところでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 選管の反省点については、ぜひ文書でも構いませんので、議会のほうに御報告を要望いたしますが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 反省点ということでございます。今日、鎌田議員、いろいろ御質問いただいて、それで答弁させていただいてございますが、反省というのは、我々選挙管理委員会とすれば、しっかり審査をさせていただいた中で、それぞれ1回目、2回目、あとは最終的に裁判所の判決の結果ということでございますので、我々の審査の中で反省すべき点ということにつきましては、特段ないかと思われま。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） やはり判決を見ますと、選管が有効と判定していたものが無効に認定されていますので、何らかの原因があったというふうに思いますし、町民の方もそう思っていると思います。なので、やはり選管としての対応、問題があったと思うんですね。しっかり反省していただきたいと思うのですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 最終的に十数名の方が、最終的に無効になったわけですが、それもいろいろな証拠書類等が提示されたから、我々もいろいろ調査した中で分かったわけですが、それがなければ、先ほどもお話しさせてもらいましたが、有効だったやつを無効にする理由がなければ有効ということになってございますので、その辺は御理解いただければなというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） それでは、大綱の2のほうに移りたいと思います。農業の振興……（「ちょっと……」の声あり）

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 大綱2の（1）に移ってまいります。農業の振興についてでございますが、国の統計である農林業のセンサスによりまして、農家の6割近くの方が70歳以上となっております。大郷町、農業を基幹する本町にとりまして、施政方針でも述べられていますように、地域農業を支える担い手の育成、確保が課題となっております。

答弁書にある法人の新規雇用促進事業についてお伺いをいたします。町内の各農業生産法人に対して、町の農業振興総合補助金を活用して就農者の確保につなげる施策がございますが、どのような内容か説明をお願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

町の単独メニュー、農業振興総合補助金、議員さんおっしゃられたそのメニューですけれども、まず新規就農者確保対策事業として、法人向けメニューがその中で2つ、それから、経営継承支援事業といたしまして、親元就農する場合のメニューが1つあります。それから、これも法人向けですけれども、法人等経営基盤安定化事業、ここには法人向け2メニューございます。さらに法人経営力強化事業として2メニューでございます。こちらについては、内容としては、例えば、法人に勤めていらっしゃる方、町内だけではなくて町外からも勤めてくる方についても、例えば、大型免許だとか、ドローンの免許取る場合も支援しているというようなことでございます。

もし詳しいメニューの詳細、もう少しというのであれば、後ほど示させていただきます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 詳しい説明だったと思いますが、この補助金の執行率について、おおよそ何%ぐらいなのか教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

農業振興総合補助金につきましては、例年、当初予算で1,000万円ほど計上させていただいております。その中には、そういった担い手に対する補助と、法人も含めた担い手に対する補助と、集落機能維持といたしまして、集落の多面的事業以外の部分の、草刈りであったり、農道の維持管理という部分も含めて1,000万円の予算計上しておりますが、近年は大分要望もございまして、足りない場合は補正予算も組ませていただくということで、執行率については、かなり高い執行状況でございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 町では就農相談会を随時開催をしていると伺っております。

すが、参加した方からどういった質問が寄せられているのか、何か特徴があれば教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

就農相談会という形で、ちょっと農林振興課でちょっと企画はしておりません。ただ、新規就農したいという方がいらっしゃれば、個人です、あれば、町としてしっかり対応させていただきますし、県の農業改良普及センターのほうに一緒に行って、使える補助メニューがないかとか、どういった経営をするのかという相談に乗っていただいています。

法人の皆様の中で、法人の中で雇用就農が新たにある場合も、法人の皆様から随時相談を受付しているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 町では新規就農に関する施策を進めておられますが、農業で収支が成り立つかどうかとか、心理的、金銭的なハードルが高い状況もあると考えますが、町としてどのような取組を検討しているか教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、今担い手という方だと、前は町内の方でできるだけ担い手を増やそうという動きでした。今は、法人様への雇用就農も含めて町では支援させていただいております。その中で、やはり業として成り立つかどうかという部分がありますので、そこにつきましては、就農したいというときに、しっかりその内容を聞き取りしながら、いろいろな御相談に乗っております。そして、支援できる部分は、できるだけ支援をしながらとは思っておりますが、やはり今は大郷も大分若い方々増えていますが、やはりその方々の感覚としては、しっかりもうけるんだという入り口で入ってきていただいておりますので、町におんぶにだっこではなくて、まず自分たちがしっかり稼ぐ農業というのを考えた上で相談に来られているというような印象を受けております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） ぜひ施策を推進していただきたいと思います。

次に、(2)の水道事業についてお伺いをいたします。

答弁書の中に、ウォーターPPP導入検討業務という文言がございますが、このウォーターPPPの概要について、簡単にちょっと説明お願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

ウォーターPPPにつきましては、公営企業が抱えます諸問題、人手不足、施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少、その他民間のノウハウを活用しながら改善に向けてできる部分について、導入して改善を図っていくというような考えでございます。

今回、国の補助事業になっておりまして、ただ、こちらのウォーターPPPにつきましても、段階、レベルがございまして、まるっきり民間委託というのはレベル4で、今回検証するのは3.5ということで、権限等につきましては町で確保した状態で、施設の維持管理等について、どの程度まで移行できるかというような検証的な部分で考えております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） このウォーターPPPについて、水道の民営化ではありませんというような説明と、一方で、民営化の一形態であるというような2通りの説明があることを耳にしているんですけども、町としてはどのように見えていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） 先ほどのちょっと答弁の中にあっただんですが、レベル、段階がございまして、まるっきり民間委託のレベル4ということで、そこから、あくまでも主導権、経営について、方針については自治体で持つ3.5とかといった段階で、いろいろなやり方がございます。今回は、段階ごとにちょっと検討、中身について検討業務を行うというような部分でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 来年度中にこのウォーターPPPに手を挙げないと、補助の対象とならないというふうに伺っているのですが、これは本当なのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

こちらのウォーターP P Pにつきましては、下水道の補助事業等につきましては、こちらの導入が条件等にされるというような方向づけも示されております。今後、国の補助事業において、どこまでこの条件が示されるかというのは、今後示される部分だとは思いますが。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） それでは、大綱、すみません、失礼しました。（3）については、再質問はございません。答弁の内容を確認をいたしました。

次に、大綱の3番ですけれども、エアコンの補助制度についてなんですけれども、宮城県の川崎町では、在宅高齢者の福祉の向上を図るために、高齢者の世帯に対して、エアコンの購入の支援を行う助成制度を、昨年10月から開始をしております。答弁書を見ますと、導入の可能性を含め検討していくということなのですが、この川崎町の制度につきまして、今後の制度設計等の参考にしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

県内では唯一川崎町だけが始めておりますので、ぜひ参考にはしたいと考えております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 高齢者の方なんですけれども、渴きとか体温の変化を感じにくい、また、発汗量が少ない等の理由で、熱中症にかかりやすいとされております。東京都のデータなんですけれども、熱中症によって屋内で亡くなった方のうち、エアコンを設置していなかったり、あるいは設置しても使っていなかったりといった理由で亡くなった方が8割を超えておりました。助成制度の必要性は高まっているのではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

必要性は十分感じてはおりますが、なかなか高額なものではありますので、予算も伴いますので、今後その辺のことについても改めて考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） ぜひ御検討をお願いいたします。

（2）の通園バスについてですが、答弁書を見ますと、町民課としては、通園バスの運行にはタッチしていない、関与していないということなのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

答弁のほうと重なる部分がございますが、運行ルートにつきましては、町のほうは入らず、園と運行事業者と、あと保護者、その3者のほうで決めてございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 相談してくださった町民の方も、あるいは私も、町民課がそういった調整の窓口だったのかなというふうに思っていたんですけども、それは違うということ合っていますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） そのとおりでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 確認ですけれども、通園バスの運行ルートにつきましては、こども園と、あと運行业者さんと、あと保護者の3者の間で協議あるいは調整を行う事案として進めるべきということで合っていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） そのように行うべきといいますか、町のほうの考えといたしましては、やはり町営のこども園ではございませんので、やはり園のほうが中心になりまして、保護者と、あと運行业者との間で調整を取っていただくというのが適切ではないかなというふうに感じてございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 以上で私の質問を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で本日の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦勞さまでございました。

午 後 5 時 2 2 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員